# 第2節

# 日本と国際社会の 平和と安定に向けた取組

# 1 安全保障に関する取組

#### (1) 国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

日本を取り巻く安全保障環境は、格段に速い スピードで厳しさと不確実性を増している。国 際社会のパワーバランスの変化は加速化・複雑 化し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大して おり、こうした中、自らに有利な国際秩序の形 成や影響力の拡大を目指した国家間の競争が顕 在化している。さらに、国際社会においては、 安全保障上の課題が広範化・多様化し、一国の みでの対応が困難になっている。宇宙領域やサ イバー領域に関しては、国際的なルールの確立 が安全保障の観点からも課題となっている。海 洋においては、既存の国際秩序とは相いれない 主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、 または行動する事例が見られ、国連海洋法条約 (UNCLOS) を始めとする国際法上の権利が不 当に侵害される状況が生じている。近年、安全 保障の裾野が経済・技術分野に一層拡大してい ることを踏まえ、これらの分野における安全保 障政策に係る取組の強化が必要となっている。 大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、深刻化す る国際テロは、引き続き国際社会にとっての重 大な課題である。こうした中、日本の周辺に は、質・量ともに優れた軍事力を有する国家が 集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発 化の傾向が顕著となっている。

このような安全保障環境などに鑑みれば、国

際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。日本の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、日本がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。今後とも、日本は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、日本の安全及び地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に貢献していく。

# (2)「平和安全法制」の施行及び法制に基づく取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、安定し、かつ、見通しがつきやすい国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とするとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが重要であり、そのための「平和安全法制」が、2016年3月に施行された。

この法制は、専守防衛を始めとする日本の平 和国家としての歩みをより確固としたものにし ていくためのものである。また、これにより、 日米同盟を強化し、日本の抑止力を向上させ、

# 第4章 国際社会で存在感を高める日本

紛争を未然に防ぐとともに、国際社会へのより 一層の貢献が可能となった。

「平和安全法制」については、様々な機会を捉えて、諸外国に対し、その内容を丁寧に説明してきている。これに対し、米国はもとより、オーストラリア、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国、ヨーロッパ諸国、中南米諸国、国連を始め多くの国・機関から、理解と支持が表明されている。これは、「平和安全法制」が、世界の平和と安全に貢献する法律であることの何よりの証である。

#### (3) 領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海を断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然としてかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見をいかしつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

# 2 日米安全保障(安保)体制

#### (1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いス ピードで厳しさと不確実性を増している中、日 米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上 させていくことは、日本の平和と安全のみなら ず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不 可欠である。2020年は現行の日米安全保障条 約の署名・発効から60年を迎える節目の年で あり(185ページ 特集参照)、日米同盟は史上 かつてなく強固なものとなっている。日米両国 は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日 米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全 保障などの幅広い分野における協力を拡大・強 化している。さらに、普天間飛行場の移設や在 沖縄海兵隊約9,000人のグアムなどへの国外 移転を始めとする在日米軍再編についても、在 日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

#### (2) 日米安保各論

#### 戸 日米安保・防衛協力の概観

2015年4月の日米安全保障協議委員会(「2 +2」) において公表した日米防衛協力のため の指針(ガイドライン)は、日米両国の防衛協 力について、一般的な大枠及び政策的な方向性 を見直し、更新したものである。同ガイドライ ンの下で設置された同盟調整メカニズム(ACM) を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通 情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで 「切れ目のない」対応を実施してきている。 2019年4月に開催された「2+2」において、 日米の4閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域 の平和、安全及び繁栄の礎であること、日米両 国が共に「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に取り組むこと、また、宇宙、 サイバー及び電磁波といった新たな領域におけ る能力向上を含む領域横断(クロス・ドメイ ン)作戦のための協力を強化していくことで一 致するとともに、一定の場合にはサイバー攻撃 が日米安全保障条約第5条にいう武力攻撃に当 たり得ることを確認した。また、バイデン政権 発足後わずか2か月後の2021年3月には、ブ リンケン国務長官及びオースティン国防長官が バイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先 として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸信夫 防衛大臣との間で「2+2」が開催された。4 閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、 安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した 上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミット メントを新たにした。また、4閣僚は、日米同 盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより 一層深めることで一致した。さらに、米国は、 核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本 の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強 調した。そして、4閣僚は、尖閣諸島に対する 日米安保条約第5条の適用を再確認するととも に、同諸島に対する日本の施政を損なおうとす

#### 特集

## 日米安全保障条約署名・発効60周年

1960年1月19日、当時の岸信介総理大臣は、米国のホワイトハウスで「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(日米安全保障条約)」に署名しました。米国側の署名者はハーター国務長官でしたが、日本側は岸総理大臣自らが署名を行いました。岸総理大臣は自らの回顧録において、「安保改定は岸内閣の最高政策であり、結果について私が全責任を負うのだから、私が調印するのは当たり前と考えていた」と述べています。

こうした強い思いで署名された日米安全保障条約に基づく日米同盟は、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変わる中でも、日本の外交・安全保障の基軸であり続けてきました。そして2020年、この条約は署名・発効から60周年を迎えました。



日米安全保障条約署名式での岸総理大臣とアイゼンハワー大統領 (1960年1月19日、米国・ワシントンDC) (写真提供: 時事)

1月17日、茂木外務大臣、河野防衛大臣、ポンペオ国務長官、エスパー国防長官は、日米安全保障条約署名60周年に際し、共同発表を発出しました。この共同発表で、4閣僚は、「先人たちの英知、勇気、そして先見の明」に敬意を表し、「日米両国が共有する価値及び利益を守るため、献身的に奉仕する日本国自衛隊及びアメリカ合衆国軍」に感謝を表明しました。さらに、「過去60年間の成果を賞賛するとともに、今後も日米同盟を強化し、日米両国が共有する価値と諸原則を堅持する」との揺るぎないコミットメントを改めて表明しました。



日米安全保障条約署名・発効60周年を記念して作成されたロゴ (提供:在日米国大使館)

また、署名からちょうど60年の1月19日、外務大臣及び防衛大臣共催による「日米安全保障条約60周年記念レセプション」を開催しました。米国からは、日米安全保障条約署名・発効当時の大統領であるアイゼンハワー大統領の孫のメリー・ジーン・アイゼンハワー氏も参加しました。

このレセプションでは、トランプ大統領から、「この60年で日米が築いた強固な同盟関係は、米国、日本、インド太平洋、そして全世界の平和、安全、繁栄にとって不可欠」とのメッセージが届けられました。

安倍総理大臣は、スピーチにおいて、当時自らの祖父である岸総理大臣がアイゼンハワー大統領と ゴルフを通して親睦を深め、条約の改定に臨み、これを実現したことを振り返り、「60年、100年

先まで、自由と、民主主義、人権と、法の支配を守る柱、世界を支える柱として、日米同盟を堅牢に、守り、強くしていこう」と語りかけました。そして、私たちが歩むべき道は「希望の同盟の、その希望の光を、もっと輝かせること」だと表明しました。

日米安全保障条約の署名・発効から60年が経った今、日米同盟はかつてないほど強固で、幅広く、不可欠なものです。これは過去60年にわたる日米双方のたゆまぬ努力によるものです。この先も、日米同盟を更に強化し、日米両国のみならず、インド太平洋地域、そして国際社会の平和、安定、繁栄に貢献していきます。



日米安全保障条約60周年記念レセプションでの安倍総理大臣とアイゼンハワー元大統領の孫メリー氏(前列左から4番目)との写真撮影(1月19日、東京)



バイデン政権下で初の日米「2+2」の開催(2021年3月16日、東京)

る一方的な行動に引き続き反対することを確認した。4閣僚は、同盟の強化に向けた具体的な作業を進めることを担当部局に指示し、その成果を確認するべく、年内に「2+2」を改めて開催することで一致した。

2020年後半には、新型コロナウイルス感染 症(以下「新型コロナ」という。)流行下とい う厳しい環境にもかかわらず、米国国防当局高 官との人的往来が継続的に行われた。8月には 来日中のレイモンド米国宇宙軍作戦部長が新型 コロナの流行以降で初となる外国要人としての 総理大臣表敬を行った。また、10月にはブレ イスウェイト米国海軍長官、マッカーシー米国 陸軍長官及びデービッドソン米国インド太平洋 軍司令官が相次いで来日したほか、11月には バーガー米国海兵隊総司令官が来日した。加え て、10月には日米外務・防衛当局による審議 官級協議をテレビ会議形式で実施し、自由で開 かれたインド太平洋を維持し、日米同盟の抑止 力・対処力を高め、かつてなく強固な日米同盟 を一層強化していくために引き続き緊密に連携 していくことで一致した。このような多層的な 取組を通じ、米国との間で安全保障・防衛協力 を引き続き推進し、同盟の抑止力・対処力を一 層強化していく。

#### **☆** 弾道ミサイル防衛 (BMD)

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックIIA)の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMDシステ

ムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。2017年に導入を閣議決定した陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)は、2020年6月、防衛省からその配備プロセスの停止が発表された。その後の政府内での検討の結果、12月、イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することなどを閣議決定した。

#### **ウ** サイバー

日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、2019年10月に開催された第7回日米サイバー対話などのフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際場裡における協力、能力構築支援など、サイバーに関する協力を引き続き行っている。

#### ■ 宇宙

日米両国は、8月の宇宙に関する包括的日米対話第7回会合などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視(SSA)情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード(人工衛星へのミッション機器の相乗り)協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。なお、12月、日米両政府は、2023年度をめどに運用開始予定の日本の準天頂衛星システム「みちびき」の6号機及び7号機への米国の宇宙状況監視(SSA)センサーの搭載を含むホステッド・ペイロード協力に関する書簡の交換を行った。

#### **才**多数国間協力

日米両国は、インド太平洋地域における同盟 国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視 している。10月には第2回日米豪印外相会合 が行われ、4か国は、ポスト・コロナの世界を 見据え、ますます重要性が増している「自由で 開かれたインド太平洋」を具体的に推進してい くため、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害援助、教育・人材育成を始め様々な分野で実践的な協力を進めていくとともに、同ビジョンの実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を共有した。

#### 力 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。 こうした観点から、日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。

#### = 海洋安全保障

日米両国は、東アジア首脳会議(EAS)やASEAN地域フォーラム(ARF)などの場で、海洋をめぐる問題を国連海洋法条約に反映された国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えている。2015年4月に公表したガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由

を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしている。2020年は、新型コロナ流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、さらには、マラバール(日米豪印共同訓練) やRIMPAC (環太平洋合同演習) などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとの連携を強化した。

#### (3) 在日米軍再編

政府は、早期の辺野古への移設と普天間飛行場の返還を含む在日米軍再編を着実に進め、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減に引き続き全力で取り組んでいく。

2017年2月の日米共同声明において、日米 両政府は、普天間飛行場の代替施設をキャン プ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する 水域に建設することが、普天間飛行場の継続的 な使用を回避するための唯一の解決策であるこ

#### 米軍再編の全体像



※2012年4月の「2+2」共同発表において、在沖縄海兵隊のグアム移転と嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の移設に係る進展から切り離し

とを首脳レベルの文書で初めて確認した。また、2019年4月の「2+2」共同声明において、日米両政府は、普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認し、同計画を可能な限り早期に完了するとの強い決意を強調した。

在沖縄海兵隊約9,000人のグアムなど国外への移転(グアム移転は2020年代前半に開始)や、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについても、引き続き、着実に計画を実施すべく日米間で緊密に連携していく。

2017年12月に北部訓練場の過半(約4,000 ヘクタール)の引渡しが行われて以降も、統合計画に基づいて各種返還案件が進められ、2020年3月にキャンプ瑞慶覧の施設技術部地区内の倉庫地区の一部(約11ヘクタール)の返還が実現したことにより、統合計画の中で「速やかに返還」とされている全ての区域の返還が実現した。

#### (4) 在日米軍駐留経費負担(HNS)

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日本は、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の賃料、提供施設の整備(FIP)費などを負担している。このほか、特別協定を締結し、在日米軍従業員の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

2021年2月、日米両政府は、現行の在日米 軍駐留経費負担に係る特別協定を改正して1年 間延長することに合意し、また、2022年4月 1日以降の新たな特別協定の合意に向けて、交 渉を継続していくことを確認した。

#### (5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその 要である在日米軍の安定的な駐留の確保のため には、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負 担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と 支持を得ることが重要である。特に、在日米軍 の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進め る重要性については、2018年4月の日米首脳 会談や2019年4月の「2+2」を始め、累次 の機会に日米間で確認してきている。日本政府 は、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、 2015年の環境補足協定や、2017年の軍属補 足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による 事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の 軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題 などの在日米軍の駐留に関する様々な具体的な 問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向 けて最大限の努力を払ってきている。例えば、 2020年4月に普天間飛行場で有機フッ素化合 物の一種であるPFOS含有泡消火剤の大規模な 漏出事故が発生した際には、環境補足協定に基 づく立入りを計5回にわたり行い、水及び土壌 のサンプリングを行いその結果を公表した。ま た、在日米軍関係者においても3月以降新型コ ロナの感染事案が発生した。これに対し、7月 に日本政府と在日米軍による在日米軍の感染対 策に係る共同プレスリリースを発表するなど、 日本における感染拡大の防止に向けて日米間で 緊密に連携してきている。

2018年以降、沖縄の高校生・大学生が同盟国・米国のありのままの姿や国際社会における日本の役割を目の当たりにする機会を設け、米国の要人・若者らと英語で交流することを通じ、相互理解の増進を図ることを目的として実施してきている「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the United States)プログラムについては、新型コロナの感染状況に鑑み、2019年度は延期としたが、その一方、2020年12月から、米国国防省教育部(DoDEA)との共催で、日米の中高生が文化・教育交流を行う「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト」を開始した(189ページコラム参照)。

# コラム

## 日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト

外務省は、2020年度から米国防省教育部(DoDEA)との共催で、在日米軍施設・区域が所在する地域において、地元の中高生と米軍人の子女との交流プログラムを開始しました。このプログラムは、日米の中高生が、文化・教育交流を通じて、相互理解を深めるとともに、国際社会で活躍する人材を育成することを目的としています。その第1弾を12月5日及び6日に、青森県三沢市において実施しました。このコラムでは、プログラムに参加した日本人生徒の感想を紹介します。

#### 三沢市立第二中学校 川村雪乃さん

最初は英語で自己紹介をするだけでも緊張しましたが、日米の中学生同士でゲームをしたり、絵を描いたりと交流したことで、距離が縮まり、嬉しかったです。言葉や文化が違っても、伝えようとする気持ちが強くあれば、色々な人と理解し合うことができるのだと分かり、これからも自分や相手が持っている才能を大切にし、日米交流を広げていきたいと思いました。三沢市は山、川、海、湖があり、豊富な資源がそろっている所です。三沢のファンを増やすための取組を考えるセッションでは、参加したみんなのアイディアをまとめて、発表を行いました。今回のプロジェクト参加で相手の意見を聞き、自分の考えを広げる力が少しついた気がしています。参加して本当に良かったです。

#### 三沢市立堀口中学校 池田怜花さん

参加当初、外国人の発言内容は理解できるものの、英語で上手く返答することができず、コミュニケーションをとることの難しさに歯がゆい思いをしました。しかし、絵や図、ジェスチャーを使うなど、試行錯誤することでお互いの意見を交換することができ、楽しい時間を過ごすことができました。日米合同のグループワークでは、思い立ったら直ぐに行動に移す彼女たちの積極性とリーダーシップに驚かされると同時に、言語や文化の違いはあっても、一緒に一つの目標に向かうことで、友情関係が生まれ、自然と絆が深まっていくことを実感しました。外国人と直接コミュニケーションをとることができる、このような企画を今後も増やして欲しいです。



ディスカッションをする学生たち



一緒にダンスを踊る学生たち

#### (6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月 の国連安保理決議第83号及び同年7月の同決 議第84号に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が 創設された。1953年7月の休戦協定成立を経 た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部が韓 国・ソウルに移されたことに伴い、日本に朝鮮 国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方 司令部は、横田飛行場に設置され、司令官始め 4人が常駐しているほか、9か国の駐在武官が 朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常 駐している。朝鮮国連軍は、日本との国連軍地 位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵 たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在 日米軍施設・区域を使用できる。現在、朝鮮国 連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐 世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普 天間飛行場及びホワイトビーチ地区の7か所の 使用が認められている。

2019年7月には、合同会議が日本政府と国連軍との間で開催され、施設・区域の使用に関する事項を除けば、60数年ぶりに実質的な議論が行われた。同会議では、朝鮮半島情勢について議論するとともに、日本における国連軍に係る事件・事故発生時における通報手続に合意した。引き続き国連軍と緊密に連携していく。

# 3 グローバルな安全保障

#### (1) 地域安全保障

アジア太平洋地域では、グローバルなパワーバランスの変化などに伴って安全保障環境が厳しさを増している一方、各国の政治・経済・社会体制が多様であり、地域における安全保障面の協力の枠組みが十分に制度化されているとは言い難い。そのため、日本は、日米同盟の強化に加え、二国間及び多国間の安全保障協力を多角的・多層的に組み合わせることで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を進めている。

日本は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するとともに、米国以外にも様々な国々と安全保障分野における協力関係強化に取り組んでいる。

ASEAN諸国との間では、2019年6月に ASEANの発出した「インド太平洋に関する ASEANアウトルック(AOIP) 1」に謳われた法 の支配、開放性、自由、透明性、包摂性などの 基本的原則を日本とASEANの協力の基礎とし て、地域全体の安定と繁栄に寄与していくため の取組を進めている。例えば、巡視船の供与な どを通じて、フィリピン、マレーシア、ベトナ ム、インドネシアなどの海上保安能力向上に向 けた支援を継続して実施している。また、8月 には日本から海外への完成装備品の移転として は初となるフィリピンへの警戒管制レーダーの 移転に係る契約が成立し、10月にはベトナム との間で日・ベトナム防衛装備品・技術移転協 定が実質合意に至るなど防衛装備・技術協力が 進展している。

インドとは、9月の首脳電話会談において、引き続き「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更なる高みに引き上げていくことで一致したほか、同月に日・インド物品役務相互提供協定(日印ACSA)の署名に至った。本協定により、自衛隊とインド軍隊との間の緊密な協力が促進され、日印両国が国際社会の平和及び安全に一層積極的に寄与することが期待される。また10月には、新型コロナの感染拡大の中でも、東京での第2回日米豪印外相会合の開催の機会を捉えて、日印外相間戦略対話を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けた連携強化を確認した。

オーストラリアとは、11月のモリソン首相の訪日の際に行われた日豪首脳会談において、「特別な戦略的パートナー」である両国が、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認するとともに、安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げるべく交渉を続けてきた日豪円滑化協定が、大枠合

<sup>1</sup> AOIP: ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

意に至ったとの認識で一致した。また、情報通信や重要鉱物資源などの分野において、経済安全保障上の協力を強化していくことで一致した。

「グローバルな戦略的パートナー」である英 国及び「特別なパートナー」であるフランスと は、2月の日英外相戦略対話、9月の日英首脳 電話会談、10月の日仏外相会談及び日仏首脳 電話会談などで自由で開かれたインド太平洋の 実現に向けて海洋安全保障などの分野で協力を 強化していくことをそれぞれ確認した。フラン スとは、10月、第1回日仏インド太平洋作業 部会をオンライン形式で実施し、インド太平洋 地域において具体的な協力を深化させていくこ とを確認した。また、10月の日独外相テレビ 会談では、ドイツによる「インド太平洋ガイド ライン」の発表を踏まえ、両大臣は、「自由で 開かれたインド太平洋」の実現に向けた日独連 携を強化していくことで一致したほか、12月 の日・オランダ首脳電話会談では、オランダが 独自のインド太平洋ガイドラインを発表したこ とを踏まえ、両首脳は「自由で開かれたインド 太平洋」の実現に向け、連携することで一致し た。さらに、イタリア(3月、外相電話会談)、 スペイン(6月、首脳電話会談)及びフィンラ ンド(11月、外相電話会談)とも「自由で開 かれたインド太平洋」の実現に向けた連携で一 致した。2021年1月のEU外務理事会に茂木 外務大臣がオンライン形式で出席し、「自由で 開かれたインド太平洋」に関する日本の考えや 取組を説明し、多くのEU加盟国が、インド太 平洋におけるルールに基づく国際秩序の重要性 について理解や支持を表明した。

韓国とは、朝鮮半島の非核化に向け、日韓、日米韓で連携していくことが重要であるとの認識の下、日韓首脳電話会談(9月)、日韓外相会談(1月、2月、6月(電話会談))、日米韓外相会合(1月、2月)などを行い、日韓・日米韓で緊密に連携していくことを確認している。

中国との間には、透明性を欠いた軍事力の急速な強化、我が国固有の領土である尖閣諸島周辺を含む日本の周辺海空域における活動の活発化や国際法との整合性の観点から問題がある規

定を含む中国海警法の制定を含め、様々な懸案が存在しているが、引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会を活用して、主張すべきはしっかりと主張し、懸案を一つ一つ解決し、また中国側の具体的行動を強く求めるなど冷静かつ毅然と対応していく。中国の軍事的動向は日本にとって極めて重大な関心事項であることから、日中安保対話などの安全保障分野の対話や交流のチャネルの重層的な構築に努めており、政策面での意思疎通を図るとともに、日本の懸念を伝達し、国防政策や軍事力に係る透明性向上を働きかけている。相互理解及び相互信頼の増進や不測の衝突の回避という面では、2018年6月に運用開始された日中防衛当局間の海空連絡メカニズムは大きな意義を有している。

ロシアとは、安全保障分野では、日露安保協議(1月)を開催し、日露双方の安全保障政策や国際及び地域の安全保障に関する諸課題につき率直な意見交換を行った。また、同月にはアデン湾において、ロシア海軍艦艇と2回目となる海賊対処共同訓練を実施した。

中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、日本の原油輸入の約9割を依存する同地域において、日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。2019年12月には、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のため、日本独自の取組として、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、②関係業界との綿密な情報共有を始めとする航行安全対策の徹底及び③情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について閣議決定し、2020年1月から中東の海域における情報収集活動を実施している。

外務・防衛当局間 (PM) 協議については、 ラオスとの間で3月に3回目となる日・ラオス 安保対話を実施したほか、英国との間で9月に 18回目となる協議を、ヨルダンとの間で10月 に第2回目の協議を、バーレーンとの間で10 月に第4回安保対話をそれぞれ実施した。

このような二国間協力を中心とした強化に加

え、日本は、日米豪、日米印、日米豪印(10 月に東京で第2回外相会合、2021年2月に電話会談を実施)などの様々な協力の推進を通じ、地域の平和と繁栄のためのネットワーク作りを進めている。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議 (EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大 ASEAN国防相会議(ADMMプラス)など、 地域における多国間の枠組みに積極的に参加・ 貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り 組んでいる。この中でもARFは、政治・安全 保障問題に関する対話と協力を通じたインド太 平洋地域の安全保障環境の向上を目的とし、北 朝鮮やEUといった多様な主体が参加する重要 な安全保障対話の枠組みである。また、各種取 組を通じた信頼醸成に重点を置いている観点か らも重要なフォーラムであり、9月には、27 回目となるARF閣僚会合が開催され、新型コ ロナへの対応のほか、北朝鮮、東シナ海・南シ ナ海問題などの地域・国際情勢を中心に率直な 意見交換を行った。また、日本は、これまで二 度にわたり ARF 海上安全保障会期間会合 (ISM) の共同議長国を務めるなど、積極的な貢献を 行っている。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見 交換の場として、政府間協議(トラック 1)の みならず政府関係者と民間有識者双方が出席す る枠組み(トラック 1.5)も活用している。ア ジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアロー グ)(シンガポール)といった会合に参加して いるほか、2020年2月のミュンヘン安全保障 会議(ドイツ)には茂木外務大臣が出席するな ど、日本の安全保障政策に対する各国の理解促 進を図るとともに、地域における協力促進や信 頼醸成に取り組んでいる。

#### (2) 平和維持・平和構築

#### ア 現場における取組

#### (ア) 国連平和維持活動(国連PKO)など

2020年12月末時点で、13の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、停戦監視、政治プロセスの促進、文民の

保護など幅広い任務を行っている。ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は9万人を超える。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で、国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する 協力に関する法律」(PKO法)に基づき、 1992年以来、計28の国連PKOミッションな どに延べ約1万2,500人の要員を派遣してき た。最近では、国連南スーダン共和国ミッショ ン (UNMISS) に対し、2011年から司令部要 員を、2012年からは施設部隊を派遣してきた。 施設部隊は、南スーダンの首都ジュバ及びその 周辺において、道路などのインフラ整備、給水 活動などの避難民支援や敷地造成などの活動を 実施し、2017年5月をもって活動を終了した。 UNMISS司令部においては2020年12月末時 点で4人の自衛官が活動し、南スーダンの平和 と安定に向けた協力を行っている。また、日本 は、2019年4月から、エジプトのシナイ半島 に駐留する多国籍部隊・監視団(MFO)に司 令部要員として2人の自衛官を派遣しており、 中東の平和と安定に資する活動を行っている。 日本は、今後とも、「積極的平和主義」の旗の 下、これまでのPKO活動などの実績の上に立 ち、日本の強みをいかして能力構築支援の強 化、部隊及び個人派遣などを通じて、国際平和 協力分野において積極的に貢献していく。

#### (イ) 平和構築に向けた ODA などによる協力

紛争直後においては人道支援と開発協力を効果的に組み合わせた支援(「人道と開発の連携」)が人道危機の再発防止のためにも重要であるとともに、人道危機の要因である紛争の発生・再発を予防するためには、平時から中長期的な観点に立って国造りや社会安定化のための支援を行い、自立的発展を後押しすることが重要である。日本は、こうした「人道と開発と平和の連携」の考え方から平和構築支援を進めており、開発協力大綱においても平和構築を重点課題の

一つとして位置付けている。最近の主な案件は 次のとおり。

#### a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支 援を実施しており、食糧援助や難民支援などを 実施しているほか、国造りを担う人材の育成を 支援している。アフガニスタンからは、2019 年から2020年にかけて、農業・農村開発やイ ンフラ開発分野などへの貢献が期待される行政 官を計34人受け入れたのを含め、これまでに 計610人の留学生などを受け入れてきている。 過去の留学生の中には本国に戻り副大臣になっ た事例もあるなど、日本の人材育成の成果は着 実に現れている。シリアからは、シリア危機に よって就学機会を奪われた若者に教育の機会を 提供するため、2020年には16人を留学生と して受け入れた。また、パレスチナでは、難民 人口が増大する一方、キャンプのインフラ劣化 や失業・貧困などの生活環境の悪化が深刻化し ている。そのような中、日本はパレスチナ難民 キャンプにおいて、「キャンプ改善計画 (CIP) | の実施を通じて、難民の生活環境の改善を図 り、人間の安全保障に基づく民生の安定と向上 に貢献した。

#### b アフリカ

日本は、2019年の第7回アフリカ開発会議(TICAD7)において、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ(NAPSA)」を表明した。日本は、紛争解決におけるアフリカのオーナーシップの尊重と、平和と安定を阻害する根本原因への対処というNAPSAの考えの下、制度構築、地域社会の強靱化、若者の過激化防止に向けた支援などを通して、アフリカ自らの取組を後押しし、アフリカの平和と安定に貢献している。

例えば、日本は、フランス語圏アフリカ諸国に対し、2014年から刑事司法研修を行い、捜査機関及び司法機関の能力強化を通じたサヘル地域の安定化を支援してきた。また、選挙支援も積極的に行っており、2020年10月のコートジボワール大統領選挙では、国連開発計画(UNDP)と連携し機材供与などの支援を行った。12月に実施された中央アフリカ大統領選挙でも、UNDPを通じて選挙管理のための機材供与などを行い、同国の平和と安定に向けた努力を支援した。そのほか、頻発するテロや越境犯罪などに対する治安維持能力の向上のための治安対策機材供与も進めている。

南スーダンでは、UNMISSへの司令部要員派遣に加え、2018年に署名された「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意 (R-ARCSS)」。を受け、東アフリカの地域機関である政府間開発機構 (IGAD)。による和平合意の履行や停戦監視の実施を支援している。さらに、日本は、2008年から2020年までにUNDP経由で、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターのうち計13か国のセンターに総額5,700万米ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

#### ■ 国連における取組(平和構築)

地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識の下、2005年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的として「国連平和構築委員会(PBC)」が設立された。PBCは議題国<sup>5</sup>における優先課題の特定や平和構築戦略の策定に関する議論を行っており、日本は設立時から組織委員会のメンバーを務め、PBCの活動に貢献してきた。

2016年4月のPBCを含む国連平和構築アー

<sup>2</sup> NAPSA: New Approach for Peace and Stability in Africa

<sup>3 「</sup>南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意」 R-ARCSS: Revitalized Agreement on the Resolution of the Conflict in South Sudan IGADが、2015年に発出された「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意」の履行が停滞気味であったため、南スーダン関係者を集めて停 戦の遵守などの履行スケジュールなどに合意したもの

<sup>4</sup> IGAD: Inter Governmental Authority on Development

<sup>5</sup> ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア、ブルンジの4か国

キテクチャー・レビュー(制度の再確認)を踏まえ、2018年2月、国連事務総長は平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書(A/72/707-S/2018/43)を発出し、平和構築のための資金調達の強化、PBCの活動及び政策の一貫性の向上、国連のリーダーシップ・説明責任及び能力の強化などを目的とした提案を行った。2020年には3度目となる平和構築アーキテクチャー・レビューが行われ、12月に総会決議(A/RES/75/201)及び安保理決議第2558号が採択され、過去の関連決議の履行に関する進展を歓迎しつつ、引き続きそれらの決議の履行を進めること、PBCの役割の重要性、持続的な資金調達のための会合開催などを確認した。

日本は、2006年に設立された国連平和構築基金 (PBF) に創設以来積極的に貢献しており、2016年9月、当面1,000万米ドル規模の拠出を目指すことを表明するなど、現在までに総額5,550万米ドル (2020年には300万米ドル)の拠出を実施し、第7位の主要ドナー国となっている (2020年12月現在)。 菅総理大臣は2020年の国連総会一般討論演説において、制度・能力の構築分野で取り組むなど、PBCの場を含め、平和の持続に貢献していくことを表明した。

#### **D** 人材育成

# (ア) 平和構築・開発におけるグローバル人材 育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課題となっている。日本は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家を育成すべく、人材育成事業を実施してきており、2020年度末までに育成した人材は800人を超える。事業修了生は、アジアやアフリカ地域などの平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国や国連などから高い評価を得ている。

2020年度事業では、若手人材向けの研修コース及び平和構築・開発分野での経験を持つ

中堅層の実務家を対象とする研修コースを実施した。

#### (イ) 各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持 要員の能力向上を支援してきている。2015年 から、国連、支援国、要員派遣国の三者が互い に協力し、国連PKOに派遣される要員に必要な 訓練や装備品の提供を行うことでPKO要員の能 力向上という喫緊の課題に対処するための革新 的な協力の枠組みである国連三角パートナー シップ・プロジェクト (Triangular Partnership Project: TPP) への協力を行っている。具体 的には、自衛官など延べ172人を教官として ケニアやウガンダなどに派遣し、国連PKOへ 施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカの 8か国277人の要員に対し、重機操作の訓練を 実施している。本プロジェクトの対象地域は、 2018年からアジア及び同周辺地域にも拡大さ れ、ベトナムに自衛官など68人を派遣し、ア ジア及び同周辺地域の9か国56人の要員に対 して重機操作の訓練を行った。さらに、2019 年10月から、国連PKOにおいて深刻な問題と なっている医療分野においても救命訓練を開始 した。なお、本プロジェクトとは別に、アジ ア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対す る講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

#### (3) 治安上の脅威に対する取組

#### ア テロ及び暴力的過激主義対策

2020年には、新型コロナの感染拡大の影響が、国内の政治、経済、社会のみならず、国際政治経済秩序、さらには人々の行動、意識、価値観にまで波及し、テロを取り巻く環境も大きく変化した。テロリストは、ガバナンスの脆弱化、貧困、人種・民族問題の顕在化による社会的分断など、新型コロナの流行を受けた社会の新たな状況にも適応しつつ、アジアを含む各地域でテロ活動を継続している。さらには、世界的に人々の情報通信技術への依存が高まったことで、インターネット・SNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散や、テロ資金獲得と

いったサイバー空間におけるテロにつながる違法行為が増加し、これらに対する包括的な対応が緊急の課題となっている。

日本は、2016年のG7伊勢志摩サミットで 取りまとめた、「テロ及び暴力的過激主義対策 に関するG7行動計画 にのっとり、これまで、 国際刑事警察機構(インターポール)のデータ ベース活用促進、テロ資金対策を始めとする具 体的なテロ対処能力向上、テロの根本原因であ る暴力的過激主義を防止するため、対話などを 通じた寛容な社会の促進及び開発途上国への能 力構築支援を実施してきた。特に、新型コロナ の感染拡大を受けて様々な誤情報が拡散される ことで、インターネット・SNSにアクセスす る若者の暴力行為へのモチベーションが高まる おそれが指摘されている中、暴力的過激主義へ の対応の重要性はこれまで以上に高まってお り、国際的にも官民連携による取組が進んでい る。

さらに、テロの防止・根絶においてテロリストの資金を断ち切ることは極めて重要な課題であるとの認識から、日本は、安保理決議第1373号に基づき、米国などG7諸国と協調し、テロリスト及びテロ組織を対象とする資産凍結などの措置を実施してきており、3月、新たに3団体を資産凍結措置の対象として追加した。

また、2019年、「イラクとレバントのイスラム国(ISIL)」がイラク及びシリアにおける支配地を完全に喪失したことも受け、外国人テロ戦闘員の帰還・移動の問題に関し、元戦闘員及びその家族の送還、適切な訴追、脱過激化、リハビリ、社会再統合を含む対策を講じること、また、特に若者が暴力的過激主義に感化されないよう、草の根レベルでの啓蒙活動やコミュニティ強化を行うことが非常に重要となっている。このほかにも、差し迫った課題として、海上保安の強化、刑務所内での暴力的過激主義の予防及び受刑者の処遇などがあり、国際機関を通じてこれらの課題に対処するためのプロジェクトを実施している。

具体的には、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) や国連教育科学文化機関 (UNESCO)、国連女 性機関 (UN Women)、国連テロ対策オフィス (UNOCT) などの国際機関や基金に約29億円を拠出し (2019年度補正予算)、各機関の強みをいかした形でのプロジェクト実施を支援している。

過去16年間にわたり継続して行っている取組として、イスラム学校の教師を招へいし、宗教間の対話、日本の文化や教育の現場の視察などを行う交流事業がある。異なる価値を受け入れる寛容な社会・穏健主義拡大への貢献として、今後もこうした取組を続けていく。

このほか、二国間・三国間テロ対策協議など を通じて、テロ情勢に関する情報交換や連携の 強化などを確認してきている。

日本政府はこれまで、関係国や関係機関と協 力してテロ対策を推進するとともに、テロ対策 の要諦は情報収集であるとの認識に基づき、 2015年12月、国際テロ情報収集ユニット (CTU-J) を設置し、政府一体となった情報収 集を官邸の司令塔の下に行ってきている。シリ アで拘束されていた邦人が2018年10月に無 事解放されたことは、CTU-Jを中心に関係国 にも協力を依頼し、また、情報網を駆使して対 応に努めた結果であった。2019年4月のスリ ランカにおける連続爆破テロに際しては、発生 後、直ちにCTU-Jの地域総括審議官らを現地 に派遣し、情報収集に当たった。海外における 邦人の安全確保という重要な責務を全うするた め、引き続きCTU-Jを通じた情報収集を更に 強化し、テロ対策及び海外における邦人の安全 確保に万全を期していく。

#### ✓ 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議(通称「コングレス」)及び犯罪防止刑事司法委員会は犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成を担っており、2021年3月に第14回コングレスが京都で開催された(同会議は、2020年4月に京都において開催予定であったが、新型コロナの感染状況を踏まえて延期され、同年8月、国連総会において2021年3月の開催が決定された。)。日本は、議長国として、採択さ

コラム

# Learning for Empathy 〜共感力に支えられた平和で持続可能な社会作り〜

国連教育科学文化機関(UNESCO: ユネスコ)教育専門官 諸橋淳 プロジェクトオフィサー 筒井清香

私たちが勤務するユネスコの憲章(1945年)は「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と謳っています。また、国連持続可能な開発目標(SDGs)4にもあるように、教育により、人類共通の課題解決に向けて積極的に行動できるリーダーを育てることが今強く求められています。タイのバンコク事務所でも、外務省の支援で、「Together for Peace(T4P)



ユネスコスクール (都内公立中) 視察の模様 (2019年7月、東京 写真提供: ユネスコ)

(共に平和を)」と題し、教育や文化によりアジア太平洋地域の平和促進を目指す事業を推進しています。 ユネスコは、近年、国連事務総長が率いる暴力的過激主義対策に参加して、暴力の連鎖を断ち切る ため、教育の力を重視した活動を行っています。背景には、構造的な貧困、不平等や差別、様々な理 由で他者を排除しようとする人間の心の闇があり、互いを理解し協力し合う努力を怠っている現実が あるのではと考えます。こうした社会の在り方を考え直すべく、「共感力」の育成を目指すプロジェクト "Learning for Empathy"が、日本の拠出金を基に 2019年に始まりました。ここでいう「共感力」とは、他者の気持ち、身の回りの問題について、相手や第三者の立場に立って多面的に理解し、かつ、助けたい・解決したいと思い行動をとれる力を意味します。共感力の高い、多様性を積極的に捉えられる未来のリーダーを増やすことで、構造的な差別や不平等を是正し、より公正で平和な社会構築に貢献できるのではと考えます。寛容、異文化理解を促進する学校教育を積極的に支援することで、憎しみや暴力的過激主義、紛争を防ぐことにつながると期待されます。そのためには、ロールモデルとなる教師への支援が必要です。現在は、インドネシア、スリランカ、パキスタン、バングラデシュの4か国で、国際交流にあまり参加したことのないマドラサ(宗教学校)や地方の公立中学校を対象とし、各々の課題を抱えながらも、学びの質を高めようと日々努力する校長・教員の方々が参加しています。

具体的には、裨益国(支援対象国)の教師を日本へ招へいし、ユネスコスクールや公民館を訪問、そこで日本の教師や保護者、生徒などと交流する中での気付きや、各国の取組の共有から、自国へ戻った後の行動計画を作成します。帰国後、この行動計画に則って、それぞれの国で実施した取組の



日本訪問に参加した教師から学ぶ生徒たち (2020年6月、インドネシア 写真提供:ユネスコ)

成果を、他国や他校の教師たちへも広く共有するなどの活動を行っています。活動に参加したパキスタンのある男子生徒は「先日、道で自転車にぶつかられてかっとなった。でも、冷静に話し合って解決でき嬉しかった。そういう小さなことでも、少しずつ自分も周りも変えていけるのかもしれない」という気付きを共有してくれました。また、各国の先生方が「生徒には普段の生活圏を超えて多様なものに触れるという経験をさせてあげたい」と願っていることも分かりました。この取組は大海の一滴かもしれませんが、若者同士が連帯感を持って地球規模の課題解決に取り組んでいってくれる、その下地作りに少しでも貢献できればと願っています。

※ユネスコスクール:ユネスコの理想を実践する学校としてユネスコスクールのネットワークに参加する小・中・高等学校などのこと

れる政治宣言案に関する協議を主導したほか、 UNODCを始めとする国際機関、関係各国な どと連携して、開催準備を進めてきた。同会議 では、全体テーマ「2030アジェンダの達成に 向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」 の下、犯罪防止・刑事司法分野の対策や国際協 力の在り方に関する政治宣言が採択された。

また、UNODCへの資金拠出や日・ASEAN 統合基金 (JAIF) からの資金拠出を通じて、東南アジア諸国の法執行機関の訴追能力向上やサイバー犯罪対策に係る能力強化を支援している。

日本は2017年7月、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯罪防止条約(TOC条約)を締結し、同条約に基づく捜査共助などによる国際協力を推進している。

#### ウ 腐敗対策

日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約(UNCAC)の締約国として、同条約の効果的履行や腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強化に向けた議論に積極的に参加している。2020年には、同条約の取組強化を目的とした「腐敗に関する特別総会」の実施が国連で採択され、2021年の開催に向けて、日本も各国と共に準備を進めている。条約に基づく国際協力に加え、日本は従来、UNODCへの拠出を通じて、開発途上国の腐敗対策当局による捜査・訴追能力の強化を目的とした研修などを実施している。

G20の枠組みでは、議長国サウジアラビアの下、G20で初となるG20腐敗対策閣僚会合(10月)がオンラインで開催され、日本からは、宇都隆史外務副大臣が出席し、前議長国としてスピーチを行った。その中で、日本としては、引き続きUNCACや経済開発協力機構(OECD)外国公務員贈賄防止条約などの既存の国際条約の着実な履行の推進や、G20における腐敗対策の国際協力への貢献を表明した。同会合で採択された「G20腐敗対策閣僚会合



G20腐敗対策閣僚会合(オンライン形式)に参加する宇都外務副大臣 (10月22日、東京)

閣僚宣言」などの成果文書は、最終的にG20 リヤド・サミット首脳宣言付属文書として公表 された。

OECD贈賄作業部会は「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の各締約国による履行状況の検証を通じて、外国公務員贈賄の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。さらに日本は、アジア開発銀行(ADB)とOECDが共同で推進する「ADB・OECDアジア太平洋腐敗対策イニシアティブ」を支援しており、同地域での腐敗対策向上にも貢献している。

# ■ マネーロンダリング(資金洗浄)・テロ資金 供与対策

マネーロンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会(FATF)が、各国が実施すべき国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行っている。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止対策にも取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求めるFATF声明を発出している。2019年から実施されているFATFの第4次対日相互審査では、官民連携の下、FATF審査団へ日本のマネーロンダリングやテロ資金供与対策についての説明を行った。

加えて、日本は、テロ資金供与防止条約の締約国としてテロ資金対策を行っているほか、国

連安保理決議第1373号に基づき、また国連安保理タリバーン制裁委員会及び同ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会の指定を受け、テロリストなどの資産凍結の措置を実施している。3月31日、安保理決議第1373号に基づき3団体に対して、またISIL及びアル・カーイダ制裁委員会が指定した、4個人及び5団体に対して資産凍結措置を行った。

さらに、日本は、マネーロンダリングやテロ資金の流れを遮断するための国際的な取組を支援するため、UNODCと連携し、バングラデシュ、モルディブ、パキスタンを含む南アジア地域に対して法整備支援を始めとする能力構築支援を行っている。

#### 3 人身取引対策・密入国対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身 取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引 対策行動計画 2014 に基づき、国内体制を強 化するとともに、開発途上国に対する支援にも 積極的に取り組んでいる。例えば、2020年も、 JICAを通じ、日本を含むアジア各国の関係者 の人身取引対策(特に、予防、被害者保護・自 立支援)に関する取組の相互理解及びより効果 的な地域連携の促進を目的とする研修事業など を引き続き実施した。国際機関との連携として は、国際移住機関(IOM)への拠出を通じて 2020年も継続して、日本で保護された外国人 人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び 帰国後に再被害に遭うことを防ぐための社会復 帰支援事業を行うとともに、UNODCやUN Womenなどが実施する東南アジア諸国向け のプロジェクトに拠出し、法執行当局に対する 研修などを実施した。

また、移民の密入国を防止すべく、主に ASEAN諸国及びアフリカ諸国に対する支援事 業を実施した。

日本は、人身取引議定書及び密入国議定書の締約国として、人身取引や移民の密入国対策のため、諸外国との連携を一層深化させている。

#### 力 不正薬物対策

日本は、UNODCと協力して、アジア太平洋地域における覚醒剤や危険ドラッグなどの合成薬物の調査・分析、空港や港湾での取締当局の貨物検査能力の向上支援を行い、国境を越えて拡散する不正薬物対策に取り組んでいる。また、世界最大の違法ケシ栽培地であるアフガニスタンに関しては、国境管理の強化や代替作物開発の促進及び周辺国と合同の麻薬取締官の能力強化のために、UNODCに対して約530万米ドルを拠出している。

#### (4) 海洋

日本は、四方を海に囲まれて広大な排他的経済水域と長い海岸線に恵まれ、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、「自由で開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家である。力ではなく、航行及び上空飛行の自由を始めとする法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「自由で開かれ安定した海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、これを維持・発展させていくために、日本は、海上交通の安全確保や海洋安全保障協力の取組を推進してきている。こうした取組は、日本の経済的存立の基盤となる海洋権益を確保していくためにも重要である。

特に、日本は、重要なシーレーンが位置するインド太平洋地域の海洋秩序を強化することにより、地域に安定と繁栄をもたらすべく、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を進めている。

#### ア 海洋の秩序

#### (ア) 基本的な考え方

海洋をめぐっては、海洋権益の確保や安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に、アジアの海では、国家間の摩擦によって緊張が高まる事例が増えており、国際社会も重大な関心を持って注視している。このような中、2014年5月の第13回アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)(シンガポール)において、「海における法の支配

の三原則」(226ページ 6(2)参照) を徹底していく必要があるとの認識を表明した。

日本は、G7や東アジア首脳会議(EAS)及 びASEAN地域フォーラム (ARF) を含む ASEAN関連の枠組み<sup>6</sup>などにおいて、「自由で 開かれ安定した海洋しの重要性、海洋安全保障 に関する日本の考え方、国際的な協力の重要性 などについて積極的に発信している。例えば、 11月に行われたEASにおいて、菅総理大臣は、 ASEANが発表した「インド太平洋に関する ASEANアウトルック(AOIP)」には、法の支 配、開放性、自由、透明性、包摂性がASEAN の行動原理として力強く謳われ、日本が推進す る「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」と 多くの本質的な共通点を有しており、日本は AOIPを全面的に支持していることを表明し、 各国にも支持を呼びかけた。また、同月に行わ れた日・ASEAN首脳会議では、「インド太平 洋に関するASEANアウトルック(AOIP)協 力についての日・ASEAN首脳会議共同声明」 を採択し、AOIPとFOIPが本質的な原則を共 有していることを確認するとともに、海洋協力 を含むAOIPの四つの重点分野<sup>7</sup>に沿って協力 を進めていくことを確認した。

ASEAN関連の枠組みのうち、海洋分野に特化したものとして、ASEAN海洋フォーラム拡大会合(EAMF)及びARF海上安全保障会期間会合がある。12月にベトナムの主催により開催された第8回EAMFでは、日本の代表から、法の支配に基づく海洋秩序の重要性や自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた日本の取組などについて述べたほか、日本の有識者から、国連海洋法条約に基づく海洋における法の支配の重要性についてプレゼンテーションを行った。また、日本は、ARF海上安全保障会期間会合の公式行事としてワークショップを開催してきている(202ページ・(1)参照)。

#### (イ) 国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約:UNCLOS)は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約を根幹とした海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、国際社会全体における海洋に係る活動の円滑な実施の礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会合を含む関連国際機関での議論や海洋法秩序の安定に向けた知的発信に積極的に貢献している(226ページ 6(2)参照)。

# (ウ) 日本の海洋主権に対する挑戦 (東シナ海を めぐる情勢) (17ページ 第1章1-1(2)及 び52ページ 第2章2節3(1) 【(エ)参照)

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域において、 中国海警船舶による領海侵入事案が2020年も 続いており、中国海警船舶による領海侵入時間 や接続水域内での航行日数が過去最長を更新 し、中国海警船舶による日本漁船への接近事案 が繰り返し発生している。また、中国軍艦艇・ 航空機による活動も拡大・活発化している。加 えて、排他的経済水域(EEZ)及び大陸棚の境 界画定がいまだ行われていない海域では、中国 による一方的な資源開発が継続している。さら に、近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域 において中国による日本の同意を得ない調査活 動も見られた。このように東シナ海における中 国の一方的な現状変更の試みが継続しているこ とを踏まえ、日本としては日本の周辺海空域に おける動向を十分注視しながら、主張すべきは 主張しつつ、引き続き、冷静かつ毅然と対応し ていくと同時に、東シナ海の平和と安定のた め、米国を始めとする関係国との連携を進めて いく。

<sup>6</sup> ASEAN10か国に加え、様々な国・地域・機関が参加する地域協力枠組み。東アジア首脳会議(EAS)やASEAN地域フォーラム(ARF)のほかに、ASEAN+3(日中韓)、アジア欧州会合(ASEM)などが挙げられる。

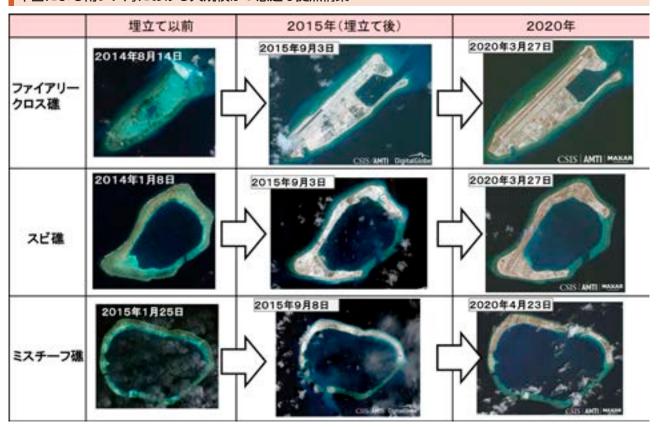
<sup>7</sup> 海洋協力、連結性、持続可能な開発目標、経済の4分野

# 尖閣諸島魚釣島



写真提供: 内閣官房領土・主権対策企画調整室

# 中国による南シナ海における大規模かつ急速な拠点構築



出典: CSIS Asia Maritime Transparency Initiative/Digital Globe

# (エ) 地域の海洋秩序に対する挑戦(南シナ海 をめぐる問題)(17ページ 第1章1-1(2) 及び72ページ 第2章2節7(2)参照)

南シナ海では、中国は、「南沙区」や「西沙 区」と呼ばれる新たな行政区の設置を発表し、 また、埋め立てられた地形の一層の軍事化な ど、法の支配や開放性とは逆行する一方的な現 状変更の試み、さらにはその既成事実化を一段 と進めており、日本を含む国際社会は深刻な懸 念を表明している。また、中国は度重なる軍事 演習の実施やミサイルの発射など、地域の緊張 を高める行動を継続している。日本は、これま で一貫して南シナ海における法の支配の貫徹を 支持するとともに、航行及び上空飛行の自由並 びにシーレーンの安全確保を重視してきてお り、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、 UNCLOSを始めとした国際法に基づく紛争の 平和的解決に向け努力することの重要性を強調 してきている。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、国際社会の正当な関心事項であるとともに、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、南シナ海を利用するステークホルダーである日本にとっても、重要な関心事項である。「自由で開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、国際社会の連携が重要である。この観点から、日本は、米国の「航行の自由」<sup>8</sup>作戦を支持する立場をとっている。

#### ◢ 海上交通の安全確保

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、 航行及び上空飛行の自由や海上交通の安全確保 に積極的に貢献している。

#### (ア) アジアにおける海賊対策

国際商業会議所 (ICC) 国際海事局 (IMB) の発表によれば、東南アジア海域における海賊などの事案の発生件数は、2019年は53件、

2020年は62件となっている。近年、スールー 海及びセレベス海において船員誘拐事案が発生 し、同海域を航行する船舶の脅威となっている。

日本は、アジアの海賊などの事案対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の策定を主導し、同協定は2006年に発効した。各締約国は、同協定に基づき、シンガポールに設置された情報共有センター(ReCAAP-ISC)を通じて、マラッカ・シンガポール海峡などにおける海賊などの事案に関する情報共有及び協力を進めており、日本は人的貢献(事務局長や事務局長補の派遣)及び財政的貢献によりReCAAP-ISCの活動を支援してきている。加えて、日本はアジアにおいて、沿岸国の海上法執行能力向上支援、監視能力向上支援といった取組を進めており、国際的にも高く評価されている。

#### (イ) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

IMBの発表によれば、ソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案の発生件数は、ピーク時の2011年(237件)以降、減少傾向にあり、2018年には3件、2019年には0件、2020年には0件と低い水準で推移している。各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組が行われているが、海賊を生み出す根本的原因はいまだ解決しておらず、また、この海域の海賊は依然として海賊行為を行う意図と能力を維持しており、予断を許さない状況である。

日本は、2009年から一度も中断することなくソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦(海上保安官が同乗)やP-3C哨戒機を派遣し、海賊対処行動を実施している。また、日本は、この海域の海賊を生み出す根本的原因の解決に向けて、ソマリアや周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。

日本は、国際海事機関 (IMO) の設置した基

<sup>8</sup> 米国政府は、「航行の自由」作戦は、航行及び上空飛行の自由その他の適法な海洋利用の権利を侵害し得る過剰な主張に対抗する活動であると説明 している。「航行の自由」作戦の一例として、2020年1月25日、米海軍の沿海域戦闘艦「モントゴメリー」が南沙(スプラトリー)諸島の周辺 を航行した。

金に1,553万米ドルを拠出し、イエメン、ケニアやタンザニアへの情報共有センターの設置や、ジブチにおける地域訓練センター (DRTC)<sup>9</sup>の建設を支援したほか、海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金に450万米ドルを拠出し、ソマリアやその周辺国を支援している。さらに、ジブチ沿岸警備隊に対しては、2015年に巡視艇2隻を供与したほか、JICAの技術協力を通じて海上保安能力向上のための支援を継続的に実施している。そのほか、ソマリアの安定に向けて、日本は、2007年以降、基礎サービス改善支援、警察支援などによる治安向上への支援、職業訓練及び雇用創出などによる国内経済活性化の支援のため、総額5億米ドルを拠出している。

#### (ウ) ギニア湾における海賊対策

IMBの発表によれば、ギニア湾における海賊・武装強盗事案の発生件数は、2019年は64件、2020年は84件となっており、近年高い水準で推移している。その多くは沿岸国内の領海で発生しており、沿岸国の海上法執行能力の強化が課題となっている。日本は、国連開発計画(UNDP)やJICAによる研修を通じた沿岸国の能力構築支援を行っているほか、ギニア湾における海上犯罪対策の協力調整メカニズムである「G7++ギニア湾フレンズ・グループ」10の会合への参加を通じ、国際社会における議論に関与してきている。

#### ウ 海洋安全保障に関する協力

#### (ア) 能力構築支援

日本は、外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁などが連携し、海洋安全保障に関する各国の能力向上のために切れ目のない支援を行っている。2018年に閣議決定された海洋基本計画においても、同盟国・友好国・国際機関とも連携して、シーレーン沿岸国に対する能力構築支援など、装備・技術協力を含め、海洋における規律強化の取組を推進していくことが確認された。

外務省は、二国間のODAを活用した巡視船などの機材の供与、人材育成を通じ、開発途上国の法執行機関などの能力構築支援を行っている。また、国際機関との連携の例として、近年一層増加傾向にある多様な海上犯罪に対処するため、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)の国際海洋犯罪プログラム(GMCP: Global Maritime Crime Programme)が実施する海上法執行能力強化プロジェクトに対し約300万米ドルを拠出し、対象国の海上犯罪対策に携わる実務家を対象に訓練やワークショップを実施した。

防衛省・自衛隊では、これまでにミャンマー、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びスリランカに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援を実施し、これにより、日本と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化している。

海上保安庁では、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する能力向上支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官や能力向上支援専従部門である海上保安庁モバイルコーポレーションチームを各国の海上保安機関に派遣しているほか、各国の海上保安機関の職員を日本に招へいし、研修を実施している。また、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う「海上保安政策プログラム」を開講し、アジア諸国の海上保安機関職員を受け入れ、高度の実務的・応用的知識、国際法・国際関係についての知識・事例研究、分析・提案能力、国際コミュニケーション能力を有する人材を育成している。

こうした能力構築支援を実施するに当たっては、上記の国際機関のほか、米国、オーストラリア、インド、英国、フランスを始めとする同志国とも緊密に連携を行っている。

#### (イ) 海洋状況把握

海洋に関連する多様な情報を集約・共有し、 海洋の状況を効果的かつ効率的に把握すること

<sup>9</sup> DRTC: Djibouti Regional Training Centre

<sup>10</sup> G7 + ギニア湾フレンズ・グループ:G7に加え、非G7諸国及び国際機関などが参加

は、「自由で開かれ安定した海洋」の実現のために不可欠である。日本は、こうした海洋状況 把握(MDA)の取組において、国際的な連携 を重視してきている。

近年、インド太平洋地域では、航行の安全に関わる事象や船舶情報などの海洋に関連する情報を集約・分析・共有するための情報共有センターの設置が進んでいる。日本は、シンガポールに所在するReCAAP-ISCに事務局長及び事務局長補を派遣しているほか、シンガポール海軍が設置した情報融合センター(IFC)やインド海軍が設置したインド洋地域情報融合センター(IFC-IOR)に連絡官を派遣している。なお、日印間では、2018年10月の日印首脳会談の際に署名された海軍種間実施取決めに基づき、当局間で情報交換が行われている。

また、日本は、ARF海上安全保障会期間会合の公式行事として、「MDAの国際連携に関するARFワークショップ」を開催している。2020年2月にベトナムとの共催により開催された第2回ワークショップでは、海賊、テロ、違法漁業などの海洋をめぐる課題への対処におけるMDAの活用や国内関係機関間の協力体制、国際連携の取組などについて活発な議論が行われた。

#### (5) サイバー

新型コロナが蔓延する中、テレワークやオンライン教育などが急速に普及しサイバー空間が経済社会の活動基盤として欠かせないものとなる一方で、サイバー攻撃の規模や影響は年々拡大しており、サイバーセキュリティは喫緊の課題である。

こうした状況を背景に、日本は、「法の支配の推進」、「信頼醸成措置の推進」及び「能力構築支援」を3本柱としてサイバー外交を推進してきている。

一つ目の「法の支配の推進」について、日本は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合(GGE)や国連オープン・エンド作業

部会(OEWG)に積極的に参画し、国際法がどのように適用されるか及び国家が守るべき規範に関する議論に貢献している。例えば、6月に開催されたOEWGでは、日本を含む6か国が医療サービスと医療施設に対するサイバー攻撃に重大な懸念を表明し、医療サービスと医療施設を電力や水道分野と同様に重要インフラとしてサイバー攻撃から適切に保護すべきとの提案を行った。また12月に開催されたOEWGマルチステークホルダー会合では日本は国際法をテーマとしたセッションの共同議長として、学者、政府関係者、民間企業などを中心に多数の参加者を招いて議論を行い、サイバー空間における国際法の適用について理解を深めることに貢献した。

また、9月には、国家の行動に関する規範などを実践していくことに焦点を当てた定期的な会合の開催などを内容とする行動計画 (Program of Action) の策定について共同提案国入りするなど、サイバー空間における規範などの実践にも積極的に取り組んでいる。

さらに、悪意のあるサイバー行為に対して は、関係各国と協働し、抑止のための取組を 行っている。2018年12月には、中国を拠点 とするAPT10といわれるグループからの民間 企業、学術機関などを対象とした長期にわたる 広範な攻撃を断固非難する外務報道官談話を発 表した。また、2019年9月に行われた米国が 主催したサイバーセキュリティに関する閣僚級 会合では、サイバー空間における責任ある国家 の行動の枠組みに反して行動する国家に責任を 負わせるために協力するとの共同声明に日本も 参加した。さらに、サイバー犯罪対策につい て、日本は、サイバー空間の利用に関する唯一 の多数国間条約である「サイバー犯罪条約」(ブ ダペスト条約)のアジア地域初の締約国とし て、サイバー犯罪条約締約国会合や、より効果 的な捜査共助実現のための追加議定書起草会合 に積極的に参加し、特にアジア地域での条約締 約国の拡大に努めている。

二つ目の「信頼醸成措置の推進」について、サイバー活動を発端とした不測の事態を防ぐた

めには、お互いの考え方について理解を深め、相互に信頼性を高めることが必要である。日本は従来14の国・地域との間で協議・対話を実施してきており、2020年は関係各国のサイバー関係者との主にオンラインでの意見交換を通じ、信頼醸成措置の取組を継続してきた。ASEAN地域フォーラム(ARF)の枠組みにおいても、共同議長国として、サイバーセキュリティに関する会期間会合での議論をリードしてきている。

三つ目の柱である「能力構築支援」について、サイバー空間の性質上、一部の国や地域における対処能力の不足が世界全体にとってのリスク要因となることから、開発途上国などへの能力構築支援は日本の安全を確保する上でも重要である。日本は、ASEAN諸国を中心にCSIRT<sup>11</sup>や関係行政機関・捜査機関の能力強化などの支援を行っている。例えば10月に第13回日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議を東京においてオンラインで開催し、日・ASEANの各種の協力活動の進展と、今後、ASEAN地域におけるサイバーセキュリティ向上のために産官学連携を推進する新たな協力活動を行うことを確認した。

今後も日本政府全体で戦略的かつ効果的な支援の取組を進めていく。

#### (6) 宇宙

近年、宇宙利用の多様化や宇宙活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊実験や人工衛星同士の衝突などによりスペースデブリが増加するなど、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に対するリスクが増大している。

日本は、こうした状況に対応するため、宇宙 状況把握や宇宙システムの機能保証の強化など に取り組むとともに、国際的なルール作りや国 際宇宙協力、とりわけ同盟国たる米国との協力 を含めた施策を実施している。

#### ア 宇宙空間における法の支配の実現

宇宙空間をめぐる環境の変化を踏まえ、国際 社会では、宇宙活動に関する国際的なルール作 りが様々な形で活発に議論されており、日本と しても宇宙空間における法の支配を実現すべ く、こうした議論に積極的に関与している。

国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)は、国連総会の下に設置された常設委員会であり、民生宇宙活動に関する法的課題などが議論されている。COPUOS本委員会において2019年6月に採択された「宇宙活動の長期的持続可能性(LTS)ガイドライン」について、日本は今後設置される同ガイドラインの実施などを取り扱うワーキンググループにおける議論に積極的に貢献していく。さらに、COPUOS法律小委員会では、2020年及び2021年に日本人の宇宙法専門家が議長を務めるなど、人的な貢献も行っている。2月、日本は、COPUOSの事務局を務める国連宇宙部(UNOOSA)との間でスペースデブリ問題に関する共同声明に署名した。

国連総会第一委員会においては、11月、「宇宙空間における責任ある行動」について国際的な議論を求める決議案を日本や英国などが共同で提案し、150か国の支持を得て採択された。その後、12月、同決議案は国連総会本会議において164か国の支持を得て採択された。

宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS) については、2017年の国連総会決議に基づく 政府専門家会合が2018年1月及び2019年3月に日本を含む25か国の専門家が参加する形で開催された。

#### 【 各国との宇宙対話・協議

日本は、主要な宇宙活動国やアジア太平洋地域諸国を中心に、宇宙分野における対話・協議などを推進している。

米国との間では、8月に宇宙に関する包括的 日米対話第7回会合(東京)を開催し、双方の 宇宙政策に関する情報交換を行ったほか、民生

<sup>11</sup> CSIRT: Computer Security Incident Response Team. コンピュータセキュリティインシデントに対処するための組織の総称

分野及び安全保障分野を含む幅広いテーマについて包括的な意見交換を行い、その成果として共同声明を発出した。また、同会合に特別に参加したレイモンド米国宇宙軍作戦部長が、新型コロナの流行以降初めての外国要人として安倍総理大臣に表敬を行うなど、同会合は、日米宇宙協力に対するハイレベルのコミットメントを改めて示す機会となった。さらに、12月、日米両政府は、2023年度をめどに運用開始予定の日本の準天頂衛星システム「みちびき」の6号機及び7号機への米国の宇宙状況監視(SSA)センサーの搭載を含むホステッド・ペイロード(人工衛星へのミッション機器の相乗り)協力に関する書簡の交換を行った。

また、フランスとの間では、11月、第3回 日仏包括的宇宙対話に向けた準備会合をオンラ インで開催した。

多国間会合としては、11月に文部科学省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)がシンガポール、ベトナム及びインドネシアの宇宙機関との共催により、「アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)オンライン2020」を開催し、宇宙ビジネスの拡大に向けた方策や、今後の持続可能な宇宙活動や社会課題への貢献について議論した。

#### 💆 宇宙科学・探査

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。12月、日本の小惑星探査機「はやぶさ2」は、小惑星「リュウグウ」のサンプルを地球に帰還させるミッションを成功させた。小惑星からのサンプルリターンとしては、2010年に帰還した初代「はやぶさ」に続く快挙であり、国際的な注目を集めた。宇宙技術は、広く人々に夢と希望を与えると同時に、一国の科学技術を象徴しており、宇宙科学・探査における成果は、日本の国際的なプレゼンスの向上にも役立っている。

日本は、2019年10月、米国提案による国際宇宙探査(アルテミス計画)への参画を決定した。その後、7月に文部科学大臣と米国航空

宇宙局(NASA)長官が「月探査協力に関する 文部科学省と米国航空宇宙局の共同宣言」に署 名し、日米両国間の具体的な協力内容について 発表した。また、10月には、日米を含む8か 国が、アルテミス計画を念頭に、宇宙活動を促 進する安全で透明性の高い環境を作り出すため の諸原則に対する政治的コミットメントを示す 「アルテミス合意」に署名し、また、12月に は、アルテミス計画の一環である月周回有人拠 点「ゲートウェイ」の構築に向けた協力のため の了解覚書(MOU)を日米両国が締結した。

国際宇宙ステーション(ISS)は、15か国が参加する壮大なプロジェクトであり、宇宙における国際協力の象徴とも言える。ISS日本実験棟「きぼう」は超小型衛星の放出機能を有しており、宇宙分野における能力構築支援を目的として、数多くの新興国・開発途上国の衛星の放出にも利用されている。4月には、「きぼう」からの超小型衛星放出の機会を開発途上国に提供するJAXAとUNOOSAの協力枠組み「KiboCUBE」プログラムを通じて、グアテマラ初の衛星が放出された。また、次世代を担うアジア太平洋地域の学生に対する教育プログラムとして、6月から10月に「きぼうロボットプログラミング協議会(Kibo-RPC)」を新たに開催した。

#### ■ 宇宙産業の海外展開

新興国を中心に拡大する海外商業宇宙市場の 成長を取り込んでいくことは日本の宇宙産業に とって重要な課題である。日本は、関係府省庁 が連携し、トップセールスや在外公館の活用な どにより、官民一体となって日本の宇宙産業の 海外展開に取り組んでいる。

7月、日本のH-IIAロケットによりアラブ首 長国連邦(UAE)初の火星探査機「HOPE」が 打ち上げられた。2016年に日本の企業が同探 査機の打ち上げを受注した際には、内閣府、文 部科学省及び経済産業省がUAE宇宙庁との間 で協力覚書に署名し、UAE若手技術者の招へ い、宇宙探査や宇宙工学の教育プログラムの実 施、国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験



©宇宙航空研究開発機構 (JAXA)

棟の活用などの支援パッケージを組成するなど、官民一体となった取組を行った。その際に支援を受けたUAEの若手技術者は、その後、UAEの政府機関や宇宙産業で活躍しており、このような取組は中長期的な宇宙協力の強化にも貢献している。

#### オ 宇宙技術を活用した国際協力

宇宙空間は、地球全体の大気、陸域、海域を 均一に観測することを可能とする特異な空間で ある。近年、気候変動、森林保全、水資源管 理、防災、食料安全保障などの地球規模課題の 解決において、宇宙技術に対する期待が高まる 中、日本は、国際的に優位性を持つ宇宙技術を 活用した国際協力を推進し、SDGsの達成など に向けて貢献している。

例えば、世界初の温室効果ガス観測専用の観 測衛星「いぶき」は、10年以上、地球全体の 温室効果ガスの濃度を把握しており、2019年 に改良された「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」のガイドラインにおいては、各国の 排出量の精度向上に衛星データを活用すること が初めて記載され、「いぶき」の活用例も記載 された。また、温室効果ガスの重要な吸収源で ある森林の保全のために開発された「JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム (JJ-FAST)」は、 陸域観測技術衛星「だいち2号」のデータを使 い、世界77か国の森林変化の情報を無償で提 供しており、違法伐採の取締りなどに活用され ている。8月に発生したモーリシャス沖におけ る油流出事故では、現地に派遣された日本の国 際緊急援助隊を通じてモーリシャス政府に対 し、「だいち2号」などが観測した画像を基に 海上保安庁が分析した資料が提供された。

また、日本は、世界の降水状況を観測する衛星を複数活用した「衛星全球降水マップ(GSMaP)」を無償で提供しており、世界136の国や地域において、降水状況の把握や防災管理、農業などの多岐にわたる分野で利用されている。さらに、日本は、アジア太平洋地域の災害管理のため、災害発生時に衛星観測情報を無償提供する「センチネルアジア」の立上げを主導し、同プロジェクトは、これまでに28か国、300回以上の緊急観測要請に対応している。

#### (7)経済安全保障

軍事転用されうる革新的な民生技術が出現し、また自国の戦略的利益確保の観点から経済的依存関係を利用する動きが活発化するなどの近年の動向を背景に、これまで自由な経済活動として市場原理及び経済政策に委ねられてきた事象について、安全保障の観点から捉え直す必要が生じている(207ページ 特集参照)。このような取組は日本のみならず、他の主要国においても近年急速に進められている。

例えば、米国は、2017年に策定した国家安全保障戦略において、「経済安全保障は国家安全保障そのものである」とのトランプ大統領の言葉を引用し、自国のよって立つ価値を援護するとした上で、取り組むべき課題として「研究開発、技術、発明、革新の先導」や「国家安全保障技術革新基盤の促進及び保護」を挙げ、様々な取組を進めている。また、2020年10月に策定した「重要・新興技術国家戦略」では、同盟国・友好国との協力を通じて、国家安全保障に関わる科学技術人材の育成や研究開発投資の促進を図ると同時に、技術優位性を確保すべく、競争国による米国の知的財産窃取を防止し、適切な輸出管理や投資審査政策の運用を行うことなどが盛り込まれた。

欧州連合 (EU) や英国、フランス、ドイツなどの欧州諸国も、安全保障政策の中で、自らの安全と繁栄のために、重要インフラなどの脆弱性を克服し、技術革新を支えていく必要がある

#### 特集

#### 経済安全保障政策室の設置

国際社会は、資本や労働力の国境を越えた移動の活発化とともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への投資の増大によって世界における経済的な結びつきが深まることを通じ、発展を遂げてきました。しかし、軍事転用され得る革新的な民生技術が出現し、また自国の戦略的利益確保の観点から経済的依存関係を利用する動きが活発化するなどの近年の動向を背景に、投資による企業買収を通じた企業秘密の取得、不透明な補助金に支えられた国有企業による市場支配、悪意あるサイバー活動を通じた知的財産の窃取などといった従来から存在した個別の事象が、国際的なパワーバランスを更に変化させ、国際秩序の在り方にも影響し得る時代が到来しています。

言い換えれば、国際社会における相対的な国力が変化し、各国間の経済的依存関係が複雑化する中で、これまで自由な経済活動として市場原理及び経済政策に委ねられてきた事象について、安全保障の観点から捉え直す必要が生じているといえます。このような時代においては、日本として、日米同盟を外交・安全保障の基軸としつつ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組む観点から、経済安全保障という新たな政策領域における取組強化が必要不可欠です。

この取組を進めていく上での課題は多岐にわたります。例えば、技術の流出防止に係る取組には、 従来の安全保障上重要な物品・技術の移転に関する輸出管理にとどまらず、企業買収を通じた機微技 術の取得、研究活動や企業活動の国際化に伴う研究者などの移動、情報通信技術の高度化に伴うサイ バー攻撃など、流出経路の多様化に対応した施策が求められます。

また、基盤インフラを含む特定の製品・サービスなどによる市場支配とそれへの社会的依存をめぐっては、規律のとれた補助金の履行確保・強化や、安全なICT(情報通信技術)サプライチェーンを支える原則の確立及び各国国内規制への反映促進など、市場支配を可能とする不公正な市場慣行の是正や社会的依存を回避・軽減するためのルール作りが求められます。

加えて、言うまでもなく、各種の取組は日本単独ではなく国際社会との連携の中で行われてこそ実効性が確保されますが、国際協調を進めるに当たっては、各国の産業構造や経済規模が異なる中で、安全保障上の利益と経済的利益、そして外交上の影響を総合的に比較衡量しながら、一つひとつの判断を慎重に行っていくことが求められます。

このような時代の要請を踏まえ、急速に変化する現下の国際環境の中、安全保障と経済政策の垣根を超え、既存の法制度の活用から時代に合った新たなルール作りまで、幅広い取組を総合的に、かつ、一貫した問題意識の下で、各省庁とも協力しつつ省庁横断的に取り進めるため、外務省は8月に、それまでの新安全保障課題政策室を発展的に改組する形で、経済安全保障政策室を設置しました。

との認識を示している。10月には、欧州理事会においてEU軍民両用品目輸出管理規則の改正と研究者などを経由する無形技術移転への対策などを強化する方針が合意された。投資審査については、11月からEU共通投資審査制度の運用を開始し、機微技術や重要インフラに係る域外からの投資について、加盟国間の情報共有が強化された。また、EUは、研究及びイノベーショ

ンを助成するための枠組みである「Horizon 2020」において、2014年から2020年で総額約800億ユーロ(10兆円)を計上して、加盟国単独では困難な研究インフラ整備、ハイリスク共同研究、イノベーションによる社会課題解決などを支援してきた。

オーストラリアは、4月から外務・貿易省が「サイバー・重要技術国際関与戦略」を策定中

であり、10月には首相府に重要技術政策調整室を設置することを決定した。12月に同国議会を通過し翌月に施行された「外資による資産取得及び企業買収法」の改正法では、機微な国家安全保障に係る土地又は事業への投資を対象に審査が厳格化され、国防・諜報などに供する物資・サービスを提供する事業者への投資や事業の立上げは、投資額にかかわらず政府への事前承認を求めることが義務化された。

中国は、2049年(建国100周年)までの社 会主義現代化「強国」の完成を掲げ、「中国製 造2025 などの戦略の下、明確な時間軸を もって、実体経済の強化とそれを支える先端技 術の獲得・開発を進めている。2020年10月 に党機関誌「求是」に掲載された習近平国家主 席による講話「国家中長期経済発展戦略の若干 の重大な問題」では、4億人の中所得層を更に 拡大しながら自律的な国内循環を確立し全世界 の資源を引き付け、国際的な産業チェーンを中 国との依存関係に引き付けていくこと、食糧と 製造業などの実体経済においては自国第一主義 を維持することなどを新たな発展戦略として表 明した。こうした戦略を背景に、10月の中国 共産党第19回中央委員会第5回総会(「五中全 会|) では、内需主導の経済構造への転換を含 め、経済の自己完結性を高めていく必要性や、 外国の圧力に影響されないサプライチェーンの 構築、科学技術などでの「自立」、「自強」、「国 家経済の安全の確保」の強化などを強調した。 また、中国は近年、サイバー・データ関連法や 暗号法(1月施行)、輸出管理法(12月施行) などの国内法制度の整備も急速に進めている。

こうした各国の動向も念頭に、日本は、自らの存立・繁栄の確保のため、日米同盟を外交・安全保障の基軸としつつ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組む観点からも、引き続き経済安全保障という新たな政策領域における取組を強化していく。

# 4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

#### (1) 核軍縮

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け国際社会の取組をリードしていく責務がある。

近年の国際的な安全保障環境は厳しく、2021年1月に発効した核兵器禁止条約を取り巻く状況に見られるように、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国との間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国との間においても立場の違いが見られる。このような状況の下、核軍縮を進めていくためには、様々な立場の国々の間を橋渡ししながら、現実的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、核兵器のない世界の実現のため、後述する「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」、核兵器廃絶決議の国連総会への提出、軍縮・不拡散イニシアティブや個別の協議などを通じ、立場の異なる国々の橋渡しに努めており、また、包括的核実験禁止条約の発効促進や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉開始に向けた働きかけ、効果的な核軍縮検証の実現に向けた議論・演習といった核兵器国も参加する現実的な取組などを積み重ね、核兵器不拡散条約体制の維持・強化を進めていく考えである。

なお、2021年1月22日に発効した核兵器 禁止条約について、日本は、同条約が目指す核 廃絶というゴールは共有している。一方、核兵 器のない世界を実現するためには、核兵器国を 巻き込んで核軍縮を進めていくことが不可欠で あるが、現状では、同条約は核兵器国の支持を 得られていない。さらに、核の脅威にさらされ ている多くの非核兵器国からも支持を得られて いない。日本政府としては、国民の生命と財産 を守る責任を有する立場から、日本を取り巻く 安全保障環境が一層厳しさを増す中、抑止力の 維持・強化を含めて、現実の安全保障上の脅威 に適切に対処しながら、現実的に、核軍縮を前 進させる道筋を追求していくことが必要と考え ている。こうした日本の立場に照らし、同条約 に署名する考えはない。

#### ☑ 核兵器不拡散条約(NPT)<sup>12</sup>

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化を重視している。NPTの目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に一度開催される運用検討会議では、1970年のNPT発効以来、その時々の国際情勢を反映した議論が行われてきた。しかし、2015年に開催された第9回運用検討会議は、中東非大量破壊兵器地帯創設などの問題をめぐり議論が収れんせず、合意文書を採択することなく終了した。

2020年は、NPTの発効から50年、広島と長崎に原爆が投下されてから75年の節目の年であり、NPTが発効した3月5日に合わせ、NPTがこれまで国際的な核軍縮・不拡散体制を支え、国際社会の平和及び安全の確立と維持に貢献してきたことを評価しつつ、NPT体制の維持・強化の必要性について言及する外務大臣談話を発出した。2020年には第10回運用検討会議の開催も予定されていたが、新型コロナの感染拡大のために延期(2021年1月現在、同年8月の開催が見込まれている)となった。日本としては、次回運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、現実的で実践的な取組や提案を継続していく。

#### ✓ 核軍縮の実質的な進展のための賢人会議

核軍縮の進め方をめぐり様々なアプローチを有する国々の間の信頼関係を再構築し、核軍縮の実質的な進展に資する提言を得ることを目的に、日本は2017年「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を立ち上げた(日本も含め、立場の異なる国々の有識者17名で構成)。同会議は、2019年7月までに計5回の会合を行い、具体的な成果物をNPT運用検討会議第2回準備委員会及び第3回準備委員会に提出し、2019年10月にはこれまでの5回にわたる賢人会議の議論を総括する「議長レポート」を発

出した。その後、日本は、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」における議論の成果をフォローアップし更に発展させる目的で、核兵器国と非核兵器国の双方を含む各国の政府関係者及び民間有識者の参加を得て、「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」を立ち上げた。同会合は、2020年3月に第1回会合を開催し、国際社会として直ちに取り組むべき核軍縮措置として、透明性、核リスク低減及び軍縮・不拡散教育についての議論を行った。

#### 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)<sup>13</sup>

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDI(12か国で構成)は、メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。これまでNPDIは、第9回NPT運用検討会議に計19本、第10回NPT運用検討会議プロセスに計15本の作業文書を提出するなど、現実的・実践的な提案を通じてNPT運用検討プロセスに積極的に貢献してきている。

2019年11月には、G20愛知・名古屋外務大臣会合の際、第10回NPDI外相会合を日・オーストラリア共同で開催し、NPT体制の維持・強化の重要性に関する外相共同声明を発出した。2020年4月には、高級実務者レベルで共同メッセージを発出し、延期となった第10回NPT運用検討会議が開催されるまでの間、核兵器国と非核兵器国に対して、NPDIが橋渡し役として前向きな関与を深めていく決意を表明した。

#### ■ 国連を通じた取組(核兵器廃絶決議)

日本は、1994年以降、その時々の核軍縮に 関する課題を織り込みながら、全面的な核廃絶 に向けた具体的かつ実践的な措置を盛り込んだ 核兵器廃絶に向けた決議案を国連総会に提出し

**12** NPT: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

**13** NPDI: Non-Proliferation and Disarmament Initiative

てきている。2020年の決議案においては、核 兵器国と非核兵器国の共通基盤の構築に資する ものとして、核軍縮について国際社会として直 ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の 対話の重要性に焦点を当てた。同決議案は、 11月の国連総会第一委員会で139か国、12 月の国連総会本会議では150か国の幅広い支 持を得て採択された。賛成国には、核兵器国で ある米国及び英国、並びに多くの非核兵器国を 含む様々な立場の国々が含まれている。国連総 会には、日本の核兵器廃絶決議案に加えて、ほ かにも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出され ているが、日本の決議案はそれらの決議案と比 較して最も賛成国数が多く、20年以上にわ たって国際社会の立場の異なる国々から幅広く 支持され続けてきている。

#### 才 包括的核実験禁止条約(CTBT)14

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加 する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効促 進を重視し、発効要件国を含む未署名国や未批 准国に対しCTBTへの署名・批准を働きかける 外交努力を継続している。2020年は、9月の 国連ハイレベルウィーク期間中に、CTBTフレ ンズ外相会合が開催される予定であったが、新 型コロナの影響に鑑み、会合開催の代わりに、 CTBTフレンズ各国の外務大臣がビデオメッ セージを発出した。ビデオメッセージにおい て、茂木外務大臣は、核兵器が使用されてから 75周年を迎え、広島と長崎で起きた悲劇を二 度と繰り返してはならないという決意を表明す るとともに、CTBTの発効促進に取り組み、核 実験を防ぐためにCTBTの監視能力を強化する 必要性を強調した。

# 

FMCTの構想は、核兵器用の核分裂性物質 (高濃縮ウラン、プルトニウムなど) の生産そ のものを禁止することにより、新たな核兵器国 の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器 の生産を制限するものであることから、軍縮・ 不拡散双方の観点から大きな意義を有する。し かしながら、ジュネーブ軍縮会議 (CD) では 長年にわたり交渉開始の合意に至っていない。 こうした状況を受け、2016年に、第71回国 連総会でFMCTハイレベル専門家準備グルー プの設置が決定され、日本は同グループでの議 論に積極的に参画している。同グループでは、 第1回会合(2017年8月)及び第2回会合 (2018年6月) における議論を経て、将来の 条約の概要について考え得るオプションや交渉 において考慮すべき事項を提示する内容を含む 報告書が採択され、同報告書は2018年の第 73回国連総会に提出された。日本としては、 引き続きFMCTの議論に積極的に貢献していく。

#### 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェローシップ・プログラム<sup>17</sup>を通じた各国若手外交官の広島及び長崎への招へい(2020年は新型コロナの感染拡大のため中止)、海外での原爆展の開催支援<sup>18</sup>、被爆体験証言を実施する被爆者に対する「非核特使」の名称付与などを通じ、被爆の実相を国内外に伝達すべく積極的に取り組んでいる。

また、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び 長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継 いでいくことが重要となっている。こうした観

<sup>14</sup> CTBT: Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty

<sup>15</sup> 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質(高濃縮ウラン及びプルトニウムなど)の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

<sup>16</sup> FMCT: Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

<sup>17 1983</sup>年以来、軍縮専門家を育成するために国連が実施。同プログラムの参加者を広島・長崎に招待しており、資料館の視察や被爆者による被爆体験講話などを通じ、被爆の実相への理解促進に取り組んでいる。

<sup>18</sup> 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク(米国)、ジュネーブ(スイス)及びウィーン(オーストリア)で常設原爆展が開設されている。

点から、2013年から2020年までに国内外の400人以上の若者に「ユース非核特使」の名称を付与してきている。

#### グ 将来の軍備管理に向けた取組

核軍縮分野においては、これまで、NPTなどの多国間の枠組みを通じた取組に加えて、米露二国間での軍備管理条約が締結されてきた。2021年2月3日には、米露両国間で新戦略兵器削減条約(新START)が延長された。日本として、新STARTは米露両国の核軍縮における重要な進展を示すものであると考えており、その延長を歓迎した。

一方、核兵器をめぐる昨今の情勢を踏まえれば、米露を超えたより広範な国家、より広範な兵器システムを含む新たな軍備管理枠組みを構築していくことが重要であり、例えば、日本は中国とも様々なレベルでこの問題についてやり取りを行ってきている。9月に開催されたARF(ASEAN地域フォーラム)閣僚会合においては、茂木外務大臣から、中国が核兵器国として、また国際社会の重要なプレーヤーとしての責任を果たし、米中二国間で軍備管理に関する対話を行うことを関係各国と共に後押ししたいと表明した。

さらに、2020年の国連総会本会議で採択された我が国提出の核兵器廃絶同決議においても、核兵器国間の透明性の重要性を強調し、軍拡競争予防の効果的な措置に関する軍備管理対話を開始する核兵器国の特別な責任につき再確認することが盛り込まれている。

#### (2) 不拡散及び核セキュリティ

#### 🗾 不拡散に関する日本の取組

日本は、自国の安全を確保し、かつ国際社会の平和と安全を維持するため、不拡散政策にも力を入れている。不拡散政策の目標は、日本及

び国際社会にとって脅威となり得る兵器(核兵 器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及び それらを運ぶミサイル並びに通常兵器)やその 開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐ ことにある。今日の国際社会においては、新興 国の経済成長に伴い、それらの国における兵器 やその開発に転用可能な物資などの生産・供給 能力が増大するとともに、流通形態の複雑化を 始めこれら物資などの調達手法が巧妙化してい る。また、新技術の登場を背景として、民間の 技術が軍事転用される可能性が高まっており、 脅威となり得る兵器やその関連物資・技術の拡 散リスクが増大している。このような状況にお いて、日本は、国際的な不拡散体制・ルールの 維持・強化、国内における不拡散措置の適切な 実施、各国との緊密な連携・能力構築支援を柱 として不拡散政策に取り組んでいる。

拡散を防ぐための主な手段には、①保障措置、②輸出管理、③拡散に対する安全保障構想 (PSI) 19 の三つがある。

保障措置とは、原子力が平和的利用から核兵 器その他の核爆発装置に転用されないことを担 保することを目的に、国際原子力機関 (IAEA) 20 と国家との間で締結される保障措置協定に従っ て行われる検証活動である。日本はIAEAの指 定理事国<sup>21</sup>としてIAEAに対する支援を始め、 様々な取組を行っている。例えば、IAEAの保 障措置は国際的な核不拡散体制の中核的な措置 であるとの考えの下、各国の保障措置に対する 理解や実施能力を高め、また、より多くの国が 追加議定書(AP)<sup>22</sup>を締結するよう、各国への 働きかけを進めている。12月には、アジア太 平洋地域における保障措置の強化を目指す第 11回アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 年次会合(オンラインで開催) に出 席し、新型コロナの流行下における保障措置や 人材育成に関するセッションでファシリテー

<sup>19</sup> PSI: Proliferation Security Initiative

<sup>20</sup> IAEA: International Atomic Energy Agency

<sup>21</sup> IAEA理事会で指定される13か国。日本を始め、G7などの原子力先進国が指定されている。

<sup>22</sup> NPT 締約国である非核兵器国が、NPT第3条1項に基づきIAEAとの間で締結することを義務付けられている、当該国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象とした「包括的保障措置協定(CSA)」などに追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書(AP)の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限がIAEAに与えられる。2020年11月時点で、136か国が締結している。

ターを務めるなど、地域・国際的な保障措置強 化の取組にも積極的に参加している。

2019年12月に就任したグロッシーIAEA事務局長は、2月に外務省賓客として来日し、安倍総理大臣を表敬したほか、茂木外務大臣と会談を行い、日本とIAEAとの間で一層の協力関係構築に向け連携していくことを確認した。日本としては、IAEA総会や理事会などにおいて、深い知見と経験を有するグロッシー事務局長を最大限支援しつつ、他の加盟国と協力してIAEAの役割強化に引き続き取り組んでいく。

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、兵 器やその関連物資・技術を入手し、拡散しよう とする者に対し、いわば供給サイドから規制を 行う上で有益な取組である。現在、国際社会に は四つの輸出管理の枠組み(国際輸出管理レ ジーム)があり、日本は、全てのレジームに発 足当時から参加し、国際的な連携を図りつつ、 厳格な輸出管理を実施している。具体的には、 核兵器に関して原子力供給国グループ (NSG)、 生物・化学兵器に関してオーストラリア・グ ループ (AG)、ミサイル<sup>23</sup>に関してミサイル技 術管理レジーム (MTCR)、通常兵器に関して ワッセナー・アレンジメント (WA) があり、 各レジームにおいて、兵器の開発に資する汎用 品・技術をそれぞれリスト化している。参加国 は、それらリストの掲載品目・技術について国 内法に基づき輸出管理を行うことで、大量破壊 兵器などの不拡散を担保している。国際輸出管 理レジームではこのほか、拡散懸念国などの動 向に関する情報交換や非参加国に対する輸出管

理強化の働きかけなども行われている。日本はこのような国際的なルール作り、ルールの運用に積極的に関与しているほか、核不拡散分野における国際貢献の観点から、NSGの事務局の役割を在ウィーン国際機関日本政府代表部が担っている。

また、日本は、こうした国際輸出管理レジームを補完するものとして、拡散に対する安全保障構想 (PSI)<sup>24</sup>の活動にも積極的に参加しており、2018年7月には、海上阻止訓練「Pacific Shield 18」<sup>25</sup>を主催するなど、各国及び関係機関の間の連携強化などに努めている。

さらに日本は、アジア諸国を中心に不拡散体制への理解促進と地域的取組の強化を図るため、毎年、アジア不拡散協議(ASTOP)<sup>26</sup>やアジア輸出管理セミナー<sup>27</sup>を開催している。12月に行われた第16回ASTOP(オンラインで開催)では、EUが新たに参加し、北朝鮮の核・ミサイル問題や輸出管理の強化について議論が行われた。2月に開催された第27回アジア輸出管理セミナーには33か国・地域が参加し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の能力構築を図るため、輸出管理の実効性強化に向けた取組などについて議論が行われた。

そのほかにも、非国家主体への大量破壊兵器 及びその運搬手段(ミサイル)の拡散防止を目 的として2004年に採択された国連安保理決議 第1540号<sup>28</sup>に関し、アジア諸国による同決議 の履行支援のため日本の拠出金が活用されるな ど、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献し ている。

<sup>23</sup> 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」(HCOC)があり、2020年12月時点で、143か国が参加している。

<sup>24 2020</sup>年12月現在、107か国がPSIの活動に参加・協力している。日本は、過去には、2004年、2007年及び2018年にPSI海上阻止訓練を、2012年にPSI航空阻止訓練をそれぞれ主催したほか、2010年に東京においてオペレーション専門家会合(OEG)を主催した。また、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加しており、アジア太平洋地域でのローテーション訓練に参加しているほか、2016年1月に米国で開催された政治会合(高級事務レベル)に参加した。直近では2018年5月にフランスで開催されたPSI創設15周年を記念するハイレベル政治会合に参加した。

<sup>25</sup> 横須賀市、房総半島沖海空域及び伊豆半島沖空域において開催された同訓練には、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国がアセットや人員を参加させたほか、インド太平洋諸国などから19か国がオブザーバーを派遣した。

<sup>26</sup> 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス及びEUの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議。

<sup>27</sup> 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している。

<sup>28 2004</sup>年4月採択。全ての国に対し、①大量破壊兵器開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、②テロリストなどによる大量破壊 兵器開発などを禁ずる法律の制定及び③大量破壊兵器拡散を防止する国内管理(防護措置、国境管理、輸出管理など)の実施を義務付けるととも に、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」(国連安保理決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任 務)を設置

#### 

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、 全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミ サイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的 な方法での廃棄を依然として行っていない。

北朝鮮は、2019年5月から11月にかけて、短距離弾道ミサイルの発射などを繰り返したのに続いて、2020年3月にも4回、短距離弾道ミサイルを発射した。また、9月のIAEAの事務局長報告は、北朝鮮の核関連施設について、停止したままの施設も存在する一方、幾つかの施設は稼働が継続していることなどを指摘した上で、北朝鮮の核活動は引き続き深刻な懸念を生じさせるものであり、これらの活動は国連安保理決議の明確な違反であり、非常に遺憾であると指摘した。また、同月のIAEA総会では、同報告に基づいた決議をコンセンサスで採択し、北朝鮮の非核化に向けたIAEA加盟国の結束した立場を示した。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致団結して、国連安保理決議を完全に履行することが重要である。日本としては、引き続き、米国、韓国を始めとする関係諸国やIAEAなどの国際機関と緊密に連携していく。また、国連安保理決議の完全な履行の観点から、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく。

また、イランについて、IAEAは、2016年1月以来、イランによる包括的共同作業計画(JCPOA)<sup>29</sup>の履行の監視・検証を継続的に行ってきている。2018年5月、米国はJCPOAからの離脱を発表し、8月及び11月に対イラン制裁が再適用された。一方、イランは、2019年5月にJCPOA上の義務の段階的停止を発表

し、以降、低濃縮ウラン貯蔵量の上限超過、濃縮レベルの上限超過、遠心分離機の研究・開発の規定外の活動、フォルド燃料濃縮施設での濃縮再開などの措置を順次取ってきた。2020年1月、イランはウラン濃縮活動におけるいかなる制約も取り払うことを発表した。2021年1月には20%の濃縮ウランの製造や金属ウランの研究・開発を、また2月には、JCPOA上の透明性措置の履行停止を発表した。

日本としては、イランがJCPOA上のコミットメントを継続的に低減させていることを強く 懸念し、イランに対し、JCPOAを遵守し、 JCPOA上のコミットメントに即座に戻るとと もに、JCPOAを損なう更なる措置を控えるよ う強く求めている。また、日本は、イランに対 して、イランが負っている原子力に関する全て の義務に従い、IAEAと完全に協力するよう求 めている。

2020年1月以降、IAEAがイラン国内2か所へのアクセス(立入り)を要請し、イランがこれを受け入れない状況が生じた。この問題について、6月のIAEA理事会では、イランに対し速やかなアクセス提供を含めIAEAと完全に協力するよう要請する決議が採択された。8月末、グロッシー事務局長がイランを訪問し、イランとIAEAとの共同声明が発出され、その後アクセスが実施された。

シリアによるIAEA保障措置の履行については、事実関係が解明されるためにも、シリアがIAEAに対して完全に協力すること、また、同国が追加議定書について署名・批准し、これを実施することが重要である。

#### **ジ** 核セキュリティ

核物質やその他の放射性物質を使用したテロ

〈イラン側の主な措置〉

- ●濃縮ウラン活動に係る制約
  - ・稼動遠心分離機を5,060機に限定
  - ・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定など
- ●アラク重水炉、再処理に係る制約
  - ・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
  - ・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない。

**<sup>29</sup>** イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの

活動を防止するための「核セキュリティ」については、オバマ米国大統領が提唱し、2010年から2016年の間に4回開催された核セキュリティ・サミットや、「核セキュリティに関する国際会議」を始め、IAEAや国連、有志国による各種取組を通じ、国際的な協力が進展している。日本は、こうした取組に積極的に参加し、貢献している。2020年2月にIAEA主催で開催された「核セキュリティに関する国際会議」には、日本から政府代表として、若宮健嗣外務副大臣が閣僚会合に出席し演説を行った。

2018年2月に外務省とIAEAとの間で署名された「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に基づき、2019年10月、IAEA及び米国の専門家の参加を得て、国内関係機関による大規模公共行事における核セキュリティ対策に関する机上訓練が実施された。

## (3) 原子力の平和的利用

#### **7** 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの3本柱の一つとされており、同条約にて、不拡散を進める締約国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」であるとされている。国際的なエネルギー需要の拡大などを背景として、原子力発電30を活用する又は活用を計画する国は多い。

一方、これら原子力発電に利用される核物質、機材及び技術は軍事転用が可能であり、また一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、①保障措置、②原子力安全(原子力事故の防止に向けた安全性の確保など)及び③核セキュリティの「3S」<sup>31</sup>の確保が重要である。また、東京電力福島第一原発事故の当事国とし

て、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。この観点から、IAEAは日本と協力し、2013年に福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター(IAEA・RANET・CBC)」を指定しており、2020年12月までに26回、国内外の関係者を対象として、緊急事態の準備及び対応の分野での能力強化のための研修を実施した。

東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策、 除染・環境回復は、困難な作業の中に、世界の 技術や英知を結集し、着実に進展している。 IAEAとは事故直後から協力しており、2020年 11月には、IAEAから指名された国内の独立し た研究機関の環境放射能の専門家を受け入れ、 海洋モニタリング・レビューを実施し、日本に おける海洋の放射線モニタリングの取組につい てIAEAのレビューを受けた。また、原子放射 線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) は、2014年に東京電力福島第一原発事故によ る放射線のレベル及び影響に関する報告書を公 表した。2018年から、UNSCEARは、最新の 情報に基づく評価を実施すべく同報告書の改訂 作業を行っており、2021年の公表を予定して いる。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進めるためには、適時適切な情報発信が必要である。この観点から、日本は、東京電力福島第一原発の廃炉作業・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項について、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、原則毎月1回の在京外交団及びIAEA向けの現状の通報や、原発事故以来100回以上に上る在京外交団に対する説明会の開催(2020年は2月、4月、10月に実施)、在外公館を通じた情報提供などを行っている。また、東京電力福島第一原発における汚染水の

<sup>30</sup> IAEAによると、2021年1月現在、原子炉は世界中で443基が稼働中であり、52基が建設中(IAEAホームページ)

<sup>31</sup> 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置(Safeguards)、原子力安全(Safety)及び核セキュリティ(Security)の頭文字を取って「3S」と称されている。

処理状況について、特に混同されやすい汚染水とALPS処理水<sup>32</sup>の違いを国際社会に対し分かりやすく説明するための英文広報資料を作成し、2019年9月にウィーンで開催されたIAEA総会を始めとする国際会議において配布した<sup>33</sup>。日本は、今後も国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を丁寧に行っていく方針であり、風評被害を助長しかねない主張に対しては、引き続きしっかりと説明を行っていく。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用などの分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途上国がNPT加盟国の大半を占める中で重要性が増してきている。IAEAも、開発途上国への技術協力や持続可能な開発目標(SDGs)の達成への貢献に取り組んでいる。

そのような中、日本は、原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA) に基づく協力を始めとするIAEA技術協力や平和的利用イニシアティブ (PUI) などを通じてIAEAの活動を積極的に支援しており、2015年4月、NPT運用検討会議で、PUIに対し5年間で総額2,500万米ドルの拠出を行うことを表明し、2020年4月にこれを達成した。

#### **一二国間原子力協定**

二国間原子力協定は、相手国との間で原子力の平和的利用分野における協力を実現するため、相手国との間で移転される原子力関連資機材などの平和的利用及び核不拡散の法的な確保に必要となる法的枠組みを定めるために締結するものである。また、二国間協定の下で、原子力安全の強化などに関する協力を促進することも可能である。

原子力協定の枠組みを設けるかどうかは、核

不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討してきている。2020年末現在、日本は、発効順で、カナダ、オーストラリア、中国、米国、フランス、英国、欧州原子力共同体(EURATOM)、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦及びインドとの間で二国間原子力協定を締結している。

#### (4) 生物兵器・化学兵器

#### ア 生物兵器

生物兵器禁止条約 (BWC) 34 は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット(事務局機能)の設置や、5年に一度開催される運用検討会議の間における年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWC体制の強化に向けて取組が進んできた。

次回第9回運用検討会議までの会期間会合では、国際協力、科学技術の進展レビュー、国内 実施、防護支援及び条約の制度的強化の五つの テーマについて協議することが合意されている。

#### 1 化学兵器

化学兵器禁止条約 (CWC) 35 は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度(申告と査察)によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ(オランダ)に化学兵器禁止機関(OPCW) 36 が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄にお



<sup>32</sup> ALPS処理水とは、多核種除去設備 (Advanced Liquid Processing System) を含む複数の浄化設備で可能な浄化処理をした水

**<sup>33</sup>** IAEA総会などで配布した汚染水とALPS処理水の違いに関する英文資料の最新版は、外務省ウェブサイトに掲載(https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/inec/page22\_003031.html)

<sup>34</sup> BWC: Biological Weapons Convention 1975年3月発効。締約国数は183か国(2020年12月現在)

<sup>35</sup> CWC: Chemical Weapons Convention 1997年4月発効。締約国数は193か国(2020年12月現在)

<sup>36</sup> OPCW: Organization for the Prohibition of Chemical Weapons

# 第4章 国際社会で存在感を高める日本

いて、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。

化学産業が発達し、化学工場の数が多い日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。そのほか、加盟国を増やすための施策、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化など、OPCWに対して具体的な協力を積極的に行っている。また、日本は、CWCに基づき、中国国内で遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指している。

#### (5) 通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、地雷、戦車、大砲から、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。実際の紛争で使用され、文民の死傷にもつながる通常兵器の問題は、安全保障に加え人道の観点からも深刻であり、グテーレス国連事務総長が2018年に発表した軍縮アジェンダにおいて、通常兵器分野の軍縮は「人命を救う軍縮」として3本柱の一つに位置付けられている。日本は、通常兵器に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支援において、積極的な活動を行っている。

#### 7 小型武器

小型武器は、実際に使用され多くの人命を 奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」 とも称され、入手や操作が容易であるため拡散 が続き、紛争の長期化や激化、治安回復や復興 開発の阻害などの一因となっている。日本は、 1995年以来毎年、小型武器非合法取引決議案 を他国と共同で国連総会に提出し、同決議は毎 年採択されてきた。また、世界各地において武 器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を 支援してきている。2019年には、グテーレス 国連事務総長の軍縮アジェンダに基づき設立さ れた小型武器対策メカニズムに対し、200万 米ドルを拠出した。

#### ✓ 武器貿易条約 (ATT)<sup>37</sup>

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基 準を確立し、不正な取引などを防止することを 目的としたATTは、2014年12月に発効した。 日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の 原共同提案国の1か国として、国連における議 論及び交渉を主導し、条約の成立に大いに貢献 した。また発効後も、締約国会議などでの議論 に積極的に参加し、2018年8月、アジア大洋 州から選出された初めての議長国として第4回 締約国会議を東京で開催するなど、引き続き貢 献している。さらに日本は、ATTの普遍化も重 視しており、特にアジア諸国に対し、ATT加入 に向け働きかけてきている。2020年は、ナミ ビア、中国、サントメ・プリンシペ、アフガニ スタン、二ウエの5か国が新たにATTに加入し、 ATTの締約国は2020年末までに110か国と なった。

#### D 特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)38

でCCWは、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項などを定めた枠組条約及び個別の通常兵器などについて規制する五つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効した。日本は、枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。2017年からは、急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム(LAWS)に関する政府専門家会合が開催されている。2019年には政府専門家会合が3月と8月に開催され、LAWSに関する指針を11項目とすることで一致した。また、同指針を含む議論を、将来の規範・運用の枠組

<sup>37</sup> 武器貿易条約(ATT: Arms Trade Treaty)の2020年12月現在の締約国は110か国・地域。日本は、署名が開放された日に署名を行い、2014年5月、締約国となった。

<sup>38</sup> 特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW: Convention on Certain Conventional Weapons) の2020年12月現在の締約国は125か 国・地域

みの明確化・検討・発展に関する勧告のための 基礎として活用していくこととなった。11項 目の指針は、同年11月のCCW締約国会議に おいて、正式に承認された。2020年には9月 に政府専門家会合が開催され、日本も引き続き これに積極的に参加し、議論に貢献した。

#### ■ 対人地雷

2019年、対人地雷禁止条約(オタワ条約)39 は発効20周年を迎えた。日本はこれまで、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした包括的な取組を推進してきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結に向けた働きかけに加え、人道と開発と平和の連携の観点から、国際社会において、地雷の除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施してきている。

2020年11月にジュネーブで開催されたオタワ条約第18回締約国会議において、日本は、これまでの日本の地雷対策支援の取組及び実績を振り返るとともに、対人地雷のない世界を目指し、今後とも積極的な役割を果たすとの姿勢を表明した。

## **オ**クラスター弾<sup>40</sup>

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観点から国際的に深刻に受け止められている。日本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施41するとともに、クラスター弾に関する条約(CCM)42の締約国を拡大する取組を継続しており、2021年に開催予定のクラスター弾に関する条約第2回検討会議に向け、これらの課題に関する議論に参加している。

# 5 国際連合(国連)における取組

#### (1) 日本と国連との関係

2020年に創設75周年を迎えた国連は、現在、世界のほぼ全ての国(2020年12月現在193か国)が加盟する国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、感染症を含む多様な分野の諸課題に取り組んでいる。

国連には、加盟国が集まり交渉を行う世界最 大のフォーラムとしての機能(普遍性)と、専 門家集団が情報や知見を集約し、最適解を提言 する機能(専門性)との両面がある。日本は、 1956年に加盟して以来、普遍性と専門性の両 面を活用し、国連の3本柱である平和と安全、 開発、人権を始めとする様々な分野において、 多国間協力を通じた政策目的の実現を図ってき た。国連安全保障理事会(国連安保理)の非常 任理事国を加盟国中最多の11回務めるなどし て、国際社会の平和と安全の維持のため主要な 役割を果たしてきたのは、その重要な例であ る。こうした活動を支えるため、政府として国 連への財政拠出を行いつつ、組織面(マネージ メント)への関与を行ってきたほか、国連を舞 台として活躍する日本人職員を支援し、重要な ポストの獲得に努めている(273ページ 第5 章第1節2(1)参照)。

創設から75年が経過した現在、国連を21世紀にふさわしい効率的かつ効果的なものとしていくことは喫緊の課題である。日本は国連安保理改革を始めとする国連改革に引き続き積極的に取り組んでいる。

#### (2) 2020年の主要行事

9月、第75回国連総会ハイレベルウィークは、新型コロナの拡大を受け、初めて各国が事

<sup>39</sup> 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2020年 12月現在の締約国数は、日本を含め 164か国・地域

<sup>40</sup> 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている

<sup>41</sup> クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

<sup>42</sup> クラスター弾の使用・所持・製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2020年12月現在の締約国数は、日本を含め110か国・地域

前録画した演説を総会議場で上映する形で開催 され、菅総理大臣及び茂木外務大臣が参加した。

菅総理大臣は一般討論演説において、新型コ ロナによる未曽有の危機を、多国間主義の下で 協力を深める契機とすべく国際社会に連帯を呼 びかけ、感染症拡大は、人間の安全保障に対す る危機であるとして、ユニバーサル・ヘルス・ カバレッジ (UHC) の達成に向け、国際的な 取組を主導していくと述べた。また、新型コロ ナからの「よりよい復興」を遂げ、SDGsが達 成された、しなやかで強靱な社会を実現するた めには、「国連と多国間主義」、「国際の平和と 安全」、「法の支配」の三つの事項が重要であ り、日本として積極的に取り組んでいくことを 強調した。また、北朝鮮による拉致問題の早期 解決や核兵器のない世界の実現に向けて全力で 取り組み、2021年の夏には、人類が疫病に打 ち勝った証として、2020年東京オリンピッ ク・パラリンピック競技大会を開催するという 決意を表明した。

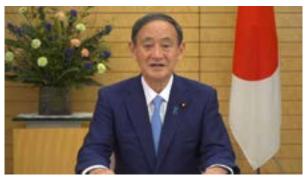
ハイレベルウィークの機会に合わせ、菅総理 大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談が 実施された。会談では、新型コロナに関する取 組について意見交換が行われ、グテーレス事務 総長から、日本の貢献への評価が改めて示され るとともに、引き続き、平和構築、開発、気候 変動を含む幅広い分野で連携していくことで一 致した。また、北朝鮮に関し、菅総理大臣は、 拉致問題の早期解決に向け、引き続きの理解と 協力を求め、先方からは全面的な支持が示され るとともに、非核化を進めることの重要性が強 調された。

茂木外務大臣は、国連創設75周年記念ハイレベル会合での演説において、国連における多国間主義の重要性や、ポスト・コロナを見据えた取組の必要性を強調するとともに、安保理改革を始めとする国連改革に関する日本の立場を発信した。なお、同会合では、創設75周年の節目に当たり、「国連創設75周年記念宣言」が採択された。

このほか、茂木外務大臣は、国連安保理改革 に関するG4外相会合、第13回グローバル・



国連本部 (写真提供: UN Photo/Andrea Brizzi)



第75回国連総会における菅総理大臣一般討論演説 (事前録画) (9月26日、写真提供:内閣広報室)

ガバナンス・グループ (3G) 閣僚級会合、「新型コロナウイルス時代とその後における持続可能な開発のための2030アジェンダのファイナンスに関するハイレベル会合」(いずれもオンライン会議)に出席し、また、包括的核実験禁止条約(CTBT)フレンズ各国外相と共にビデオメッセージを発出するなど、各国の外相との間で相互の信頼関係の強化や、日本の政策や立場の国際社会への発信を行った。

11月、茂木外務大臣はボズクル第75回国連総会議長との間で電話会談を行い、人間の安全保障の議論を更に活性化させることや、安保理改革を含む国連改革推進のため協力することで一致した。また、茂木外務大臣から、拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を求め、先方から支持を得た。

# (3) 国連安全保障理事会(国連安保理)、国連安保理改革

# ア 国連安全保障理事会

国連安保理は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有する機関であり、5か国の常任理事国と、国連加盟国により選出される10か国の非常任理事国(任期2年)から構成される。国連安保理決議に基づく国連平和維持活動(PKO)などの活動は多様さを増しており、大量破壊兵器の拡散やテロなどの新たな脅威への対処など、その役割は年々拡大している。

日本は、国連加盟国中最多となる11回目の 安保理非常任理事国を務めるなど、地域情勢や 平和構築などに関する国連安保理での議論に積 極的に貢献している。2016年1月から2017 年12月末までの任期中は、北朝鮮による3度 の核実験(2016年1月、9月及び2017年9 月)及び累次の弾道ミサイル発射を受けて採択 された六つの国連安保理決議の作成に貢献する など、北朝鮮の核・ミサイル問題などの解決に 向けて尽力した。また、2019年12月に開催 された「不拡散/北朝鮮」を議題とする国連安 保理公開会合では、北朝鮮による弾道ミサイル 発射は、国連安保理決議違反であり、日本のみ ならず国際社会全体にとって深刻な挑戦である こと、国連安保理決議の完全な履行が重要であ ることを呼びかけるなど、国際の平和と安全の 維持に関わる議論に力を尽くしてきた。日本 は、これからも国際社会の平和と安全の維持に 貢献し続けるため、日本の常仟理事国入りを含 む安保理改革が実現するまでの間、可能な限り 頻繁に理事国となるべく、2022年に行われる 安保理非常任理事国選挙に立候補している。

#### ✓ 国連安保理改革

国連発足後75年が経ち、国際社会の構図の大きな変化に伴い、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、基本的には変化していない。国際社会では、国連安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性、代表性及び透明性を向上させるべきとの認識が共有され

ている。特に、「国連創設75周年記念宣言」では、全世界の首脳が「安保理改革の議論に新 しい命を吹き込む」ことを誓約した。

日本は、これまで軍縮・不拡散、平和維持・ 平和構築、人間の安全保障などの分野で国際社会に積極的に貢献してきており、国連を通じて 世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任議 席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行ってきている。

# 国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保理改革に関する政府間交渉が行われている。日本は1月、第74回国連総会政府間交渉の共同議長(アラブ首長国連邦及びポーランドの国連常駐代表)を日本に招へいし、安保理改革実現に向け連携を確認した。その後、同共同議長の下で2月及び3月に1度ずつ政府間交渉会合が実施されたが、それ以降は、新型コロナの感染拡大の影響で会合は開催されず、8月末、第74回会期の作業を第75回会期に引き継ぐ決定が国連総会でコンセンサスにより採択された。

ボズクル第75回国連総会議長は、ポーランドの国連常駐代表を第74回会期から引き続き政府間交渉共同議長として再任するとともに、カタールの国連常駐代表を新たな政府間交渉共同議長に任命した。

日本は、国連安保理改革の推進のために協力 するグループであるG4(日本、インド、ドイ ツ及びブラジル)の一員としての取組も重視し



国連安保理改革に関するG4(日本、インド、ドイツ、ブラジル)外相会合(9月23日、テレビ会議形式にて実施)

ている。茂木外務大臣は、9月にオンラインで開催されたG4外相会合に出席した。G4の外相は同会合で、今会期の国連総会における政府間交渉の早期開始を求めるとともに、引き続き政府間交渉の開始を目指すことを確認した。また、G4の外相は、国際社会が直面する課題に対応する安保理の能力を強化するため、国際の平和及び安全の維持に責任を負う能力と意思を有する国やアフリカの代表性向上が不可欠である点を強調し、安保理の早期改革に向けて他の有志国との緊密な連携を更に強化することで一致した。日本は引き続き、改革推進派諸国と緊密に連携し、国連安保理改革の実現に向けたプロセスに前向きに関与していく。

# (4) 国連の組織面(マネージメント)

# ア マネージメント

グテーレス国連事務総長は、平和への取組及び開発と共に国連のマネージメント改革を優先課題として位置付け、事務局機能の効率化・効果向上に取り組んでいる。2019年1月には新たな組織体制が発足し、2020年から単年度の通常予算(下記イ参照)が試験的に導入されるなど、国連の財政・予算・人的資源管理について効果向上を目指す取組が進められている。日本は、国連総会におけるマネージメント面に関する審議や国連事務局との対話を通じて、改革

の目的を支持しつつ、こうした取組が具体的な 成果を上げ、国連が一層効果的・効率的に任務 を果たすよう求めてきている。

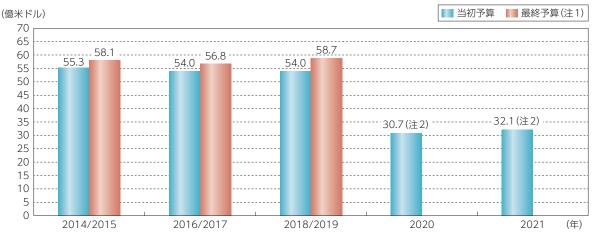
# 1 予算

国連の予算は、一般的な活動経費である通常 予算(1月から翌年12月までの2か年予算。 2020年から2022年までは試験的に1月から 同年12月までの1か年予算を導入)と、PKO 活動に関するPKO予算(7月から翌年6月ま での1か年予算)で構成されている。

このうち、通常予算については、2020年12月、国連総会において、2021年予算として約32億米ドルの予算が承認された。また、PKO予算については、2020年6月に2020年から2021年度の予算が承認され、予算総額は約65.8億米ドル(前年度最終予算比約2.6%減)となった。

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金は財政負担能力に応じて分担率を随時改訂しており、現在日本は、米国、中国に次ぐ8.564%の分担率(2019年-2021年)に基づき、2020年通常予算分担金として約2億3,857万米ドル、2020年PKO分担金として約5億6,078万米ドルを負担している。日本は、主要拠出国の立場から、国連が

## 国連通常予算の推移



(注1) 最終予算とは、2か年予算途中で発生した追加需要やインフレ調整などによる追加予算を加えたもの

(注2) 2020年及び2021年は単年予算

出典:国連文書

# PKO予算及びPKO予算で賄われるミッション数の推移(2003年~2021年)



#### morropo (ornica riadono suppore o mee irroomala, ell

# 主要国の国連通常予算分担率(%)

順位*	国名	2016-2018年	2019-2021年	増減ポイント
1	米国	22.000	22.000	± 0.000
2	中国	7.921	12.005	+ 4.084
3	日本	9.680	8.564	<del>-</del> 1.116
4	ドイツ	6.389	6.090	- 0.299
5	英国	4.463	4.567	0.104
6	フランス	4.859	4.427	- 0.432
7	イタリア	3.748	3.307	- 0.441
8	ブラジル	3.823	2.948	- 0.875
9	カナダ	2.921	2.734	- 0.187
10	ロシア	3.088	2.405	- 0.683

<sup>※ 2019</sup>年から 2021年の順位

# 主要国のPKO予算分担率(%)

順位※	国名	2018年	2019年	2020年-2021年
1	米国	28.4344	27.8912	27.8908
2	中国	10.2377	15.2197	15.2195
3	日本	9.6800	8.5640	
4	ドイツ	6.3890	6.0900	
5	英国	5.7683	5.7900	5.7899
6	フランス	6.2801	5.6125	5.6124
7	イタリア	3.7480	3.3070	
8	ロシア	3.9912	3.0490	3.0490
9	カナダ	2.9210	2.7340	
10	韓国	2.0390	2.2670	

<sup>※ 2019</sup>年から 2021年の順位

# 第4章 国際社会で存在感を高める日本

予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきている。

また、このような国連の行財政を支える主な機関として、国連行財政問題諮問委員会(ACABQ)及び分担金委員会がある。これらの委員会は個人資格の委員から構成される総会付属の常設委員会であり、ACABQは国連の行財政問題全般について審査し、総会に勧告を行う一方、分担金委員会は、総会における通常予算分担率の決定に先立ち、全加盟国の分担率案を作成し総会に勧告する重要な役割を担っている。日本はこれらの委員会に継続的に委員を輩出している。

# 6 国際社会における法の支配

国際社会において、法の支配を確立することは、国家間の関係を安定させ、紛争の平和的解決を図る上で、重要な意義を有する。日本は国際社会における法の支配を強化すべく、安全保障、経済・社会、刑事など、様々な分野において二国間・多国間でのルール作りとその適切な実施を推進している。さらに、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、日本は国際司法裁判所(ICJ)<sup>43</sup>、国際海洋法裁判所(ITLOS)<sup>44</sup>、国際刑事裁判所(ICC)<sup>45</sup>を始めとする国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力している。また、日本は法制度整備支

援のほか、国際会議への参画、各国との意見交換や国際法関連の行事の開催を通じ、アジア諸国を始めとする国際社会における法の支配の強化に努めてきている。

# (1) 日本の外交における法の支配の強化

日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとしており、力による一方的な現状変更の試みに反対し、領土の保全、海洋権益や経済的利益の確保、国民の保護などに取り組んでいる。例えば、日本は、国連総会を始めとする国際会議や関係国との会談など、様々な機会に法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を確認し、その促進に取り組んでいる。また、国際社会における法の支配の促進の観点から、日本は、国際法に基づく国家間の紛争の平和的解決、新たな国際法秩序の形成・発展、各国国内における法整備及び人材育成に貢献している。

# 

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進すべく、国連の主要な司法機関であるICJの強制管轄権を受諾46しているほか、多くの国際裁判所に対する人材面・財政面の協力を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な

# コラム

# 国際裁判機関等インターンシップ支援事業に参加して

平石真梨

# 1. ハーグ国際私法会議 (HCCH\*) について

私は2020年9月から約2か月間、外務省の国際裁判機関等インターンシップ支援事業による支援を受けて、ハーグ(オランダ)所在のHCCHの常設事務所でインターンをしてまいりました。

HCCHは、1893年の第1回会期を起源とし、国際的な私人間の紛争・問題解決をより円滑にする

- 43 ICJ: International Court of Justice
- 44 ITLOS: International Tribunal for the Law of the Sea
- 45 ICC: International Criminal Court
- 46 ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在、日本を含めて74か国が宣言しているにとどまる。

ため、各国の民法や民事訴訟法の協調を目指し1955年に常設機関となりました。職員は30人ほどと小規模ですが、今まで約40の国際私法や国際民事訴訟法に関する条約を作成しており、日本は2014年に批准したハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)を含め、七つの条約を批准しています。

# 2. 業務内容

HCCHでのインターンシップでは、単なる職場体験ではなく、即戦力として様々な仕事を任せてもらえました。 具体的には、近年の司法のIT化に伴い、インターネット普及前に作られた司法共助に関する条約をより使いやすくするために、裁判文書の国際送達の電子化についてのリサーチや、各国の電子署名法の比較リサーチを行いました。ほかにも、代理母出産の専門家会議、電子署名の活用についての会議に出席させてもらうことができ、最先端ともいえる法分野に触れて刺激を受けました。



HCCHのオフィスが入っているビル(オランダ・ハーグ)

また、職員の大多数がバイリンガルだったため、長年学習してきた英語とフランス語の上達及びその意欲維持にはこの上ない環境で、語学力は大きく向上したように思います。最初はビジネスメールを一通書くのにも時間がかかっていましたが、徐々に慣れ、最後には他の国際機関宛てのレターの作成も任されるようになりました。

# 3. ハーグでの生活

ハーグは国際色豊かな街で治安もよく、大変暮らしやすかったです。運河沿いに煉瓦造りの可愛らしい家が立ち並ぶ風景や、美しい平和宮、のんびりと市内を歩き回る騎馬警官を横目に見ながら自転車通勤した日々は、自然と心が弾むような毎日でした。また、終業後や週末は、他のインターンや職員の方と親交を深めるなどして、大変充実した日々を過ごせたと思います。



ハーグの町並み:国際司法裁判所がある平和宮

# 4. 支援事業に参加して

本支援事業により、資金面で苦労することなくインターン業務に集中できたことで、ここには書ききれないほどの多くの貴重な経験をすることができました。私は今まで培った語学力と日本法の知識をいかして国際派弁護士として将来活躍したいと思っていましたが、どのように自分の得意な点をいかしていけばよいのか分からず五里霧中の状態でした。今回のインターンシップを通じて、国際機関職員や、ハーグでの国際裁判に携わる弁護士として働く可能性や魅力を肌で感じとることができ、今後のキャリアプランをしっかり考える貴重な機会となりました。私は今後日本での司法修習を経て渉外弁護士として法律事務所で働く予定ですが、今回の経験や国際機関で働く楽しさを忘れずに、いずれは国を当事者とする国際裁判にも貢献できるような弁護士となりたいです。

**\*\* HCCH:** Hague Conference on Private International Law

協力を行っている。例えば、日本はICC、常設 仲裁裁判所 (PCA) 47 への最大の財政貢献国で あり、人材面では、ITLOSの柳井俊二裁判官 (2005年から現職、2011年10月から2014 年9月まで同裁判所所長)、ICCの赤根智子裁 判官(2018年3月から現職)などを輩出して いる。ICJについては、2020年11月に行われ たICJ裁判官選挙において、岩沢雄司ICJ裁判 官(2018年から現職、歴代4人目の日本人 ICJ裁判官) が再選された。これらの貢献を通 じて、日本は国際裁判所の実効性と普遍性の向 上に努めている。また、2020年からは、将来 的に国際裁判で活躍する人材の育成のために、 「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」 を立ち上げ、国際裁判機関などでインターン シップを行う日本人を積極的に支援している (222ページ コラム参照)。

外務省としては、国際裁判に臨む体制を一層 強化するとの観点から、国際裁判対策室(2015 年に設置)及び経済紛争処理課(2020年に設 置)を中心に、国際裁判手続に関する知見の増 進や、国内外の法律家との関係強化を図ってき ている。裁判に勝つためには、各裁判の特徴や 特有の訴訟手続を熟知することが不可欠であ る。ICJ、ITLOS、PCAなどにおける裁判に適 用のある手続法には、必ずしも明文化されてお らず、判例によって蓄積されてきた規範も存在 する。加えて、国際裁判で争われる事実関係が 複雑化するに伴い、手続法も発展している。国 際裁判対策室では、主要な国際裁判で活躍する 法律家や法律事務所の動向を把握するととも に、そのような法律家と連携しつつ国際裁判に 強い組織作りに取り組んでいる。また、経済分 野においては、近年、世界貿易機関 (WTO)48 協定、経済連携協定(EPA)49及び投資協定に 基づく紛争解決の重要性が高まっており、紛争 解決の処理を戦略的かつ効果的に行うための体

制強化が一層求められている。この課題に対応するため、経済分野において国際法に基づく紛争解決の処理に精通した人材を集約する観点から、2020年8月、経済局にあった国際経済紛争処理室を課に昇格させ、新たに国際法局に「経済紛争処理課」を設置した。経済紛争処理課は、WTO協定などに基づく紛争解決の処理に当たり、係争対象の措置を所管する関係各省庁や外部専門家(国内外の法律事務所・学者など)とも緊密に連携しながら、書面作成、証拠の取扱い、口頭弁論などの訟務対応に加えて、判例・学説の分析や紛争予防業務を行っている。(225ページ 特集参照)。

# ☑ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際ルー ルの形成は、法の支配強化のための重要な取組 の一つである。日本は、各国との共通目的の 実現に向けた法的基盤を作るための二国間や多 数国間条約の締結を積極的に進めるとともに、 国連などにおける分野横断的な取組に自らの 理念や主張を反映する形で国際法の発展を実現 するため、ルール形成の構想段階からイニシ アティブを発揮している。具体的には、国連国 際法委員会 (ILC)<sup>50</sup> や国連総会第6委員会で の国際公法分野の法典化作業、また、ハーグ 国際私法会議(HCCH)51、国連国際商取引法委 員会 (UNCITRAL)52、私法統一国際協会 (UNIDROIT) 53 などでの国際私法分野の条約や モデル法の作成作業など、各種の国際的枠組み におけるルール形成プロセスに積極的に関与し てきている。ILCでは、村瀬信也委員(上智大 学名誉教授)が「大気の保護」の議題の特別報 告者を務め、大気環境の保護に関するガイドラ イン草案などの審議を通じて国際法の発展に貢 献している。また、HCCH、UNCITRAL及び UNIDROITでは、各種会合に政府代表を派遣し、

<sup>47</sup> PCA: Permanent Court of Arbitration

<sup>48</sup> WTO: World Trade Organization

<sup>49</sup> EPA: Economic Partnership Agreement

<sup>50</sup> ILC: International Law Commission

<sup>51</sup> HCCH: Hague Conference on Private International Law / Conférence de La Haye de droit international privé

**<sup>52</sup>** UNCITRAL: United Nations Commission on International Trade Law

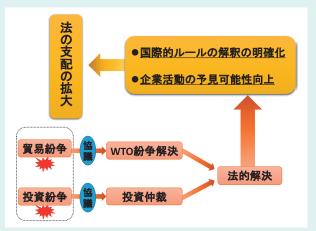
<sup>53</sup> UNIDROIT: International Institute for the Unification of Private Law / L'Institut international pour l'unification du droit privé

# 特集

# 「経済紛争処理課」の新設

近年、日本と主要国・近隣国との間では、経済条約の下で困難な紛争が頻発しています。この現状を踏まえ、8月、国際裁判などへの対策強化の一環として、経済分野の紛争処理を戦略的かつ効果的に行うために、国際法局の下に新たに「経済紛争処理課」が設置されました。

経済紛争処理課は、世界貿易機関(WTO\*1)協定、経済連携協定、投資協定などに基づく経済紛争に関し、質の高い訟務対応を行うとともに、紛争の発生を未然に予防する観点か



質の高い訟務対応を通じた、日本の国益の確保

ら必要な対応を行うことで、国際経済紛争分野における日本の国益の確保を図ることを目指しています。 国際経済紛争に係る最新の動向として、まず、WTO紛争解決手続では、1995年のWTO発足以降2020年までの25年間で、598件(年平均約24件)の紛争が提起され、活発に活用されています。しかしながら、2019年末以降のWTO上級委員会の機能停止は、制度そのものを危機にさらす深刻な問題となっています。また、近年、米国の通商法301条などに基づく対中国関税引上げ措置や、サウジアラビアなどの湾岸諸国のカタールに対する措置など、安全保障情勢も密接に絡んだ複雑な経済紛争が増えています。経済安全保障政策に関連する各国の様々な動きを踏まえると、世界的に経済分野の紛争が増加し、それに伴い、解決が困難な案件が今後更に増加することが予想されます。

次に、投資関連協定では、国家と投資家の間の紛争解決(ISDS\*2)条項を用いた国際仲裁への付託が、全世界でこれまで1,000件以上発生しており、そのうち3割の事案で国が敗訴しています。例えば、2019年に国家へ命じられた賠償額の最小は790万米ドル、最大は84億米ドル\*3と莫大な額になっています。日本が締結する投資関連協定のほぼ全てにISDS条項があるため、盤石な応訴体制の構築に力を入れていく必要があります。

こうした背景の下、日本の外交政策の基軸の一つである法の支配を拡大していく観点から、国家間の経済問題をいたずらに外交問題に発展させずに、法的・技術的に解決することは重要であり、そのための手段として経済紛争処理制度の果たす役割は大きいと言えます。グローバルな経済活動を展開する日本企業が安心して活動できるビジネス環境の整備にも貢献します。

経済紛争処理課では、官民がオールジャパンで取り組む盤石な体制の実現に向けて、係争対象の措置を所管する関係省庁との緊密な連携や、国内外の法律事務所、一般国際法や国際経済法を専門に扱う学者や実務家との連携の更なる強化を図っていきます。

経済分野の紛争解決の処理に関するこれらの諸課題に対して、新しく誕生した経済紛争処理課が中心となって、積極的に対応する体制を構築していきます。



**<sup>\*1</sup>** WTO: World Trade Organization

**<sup>\*2</sup>** ISDS: Investor-State Dispute Settlement

**<sup>※3</sup>** UNCTAD: Investment Policy Hub, Investment Dispute Settlement Navigator (https://investmentpolicy.unctad.org/investment-dispute-settlement ※英語のみ)

積極的に議論をリードしている。さらに、 UNIDROITにおいては、神田秀樹理事(学習院 大学教授)が作業計画の策定などに貢献してい る。UNCITRALにおいても、日本は構成国拡大 や新規プロジェクトを提案するなど委員会設立 以来の構成国としてプレゼンスを発揮している。

# 国内法整備その他

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を 適切に整備するだけではなく、法の支配を更に 発展させるために、特にアジア諸国の法制度整 備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的 に取り組んでいる。例えば、日本は、日本を含 むアジア諸国の学生に対し、紛争の平和的解決 の重要性などの啓発を行うとともに、次世代の 国際法人材の育成と交流を強化するとの観点か ら、外務省と国際法学会の共催(協力:日本財 団)で国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開 催している(2019年に第21回を開催)。2020 年は、新型コロナの影響により開催されなかっ たが、2021年以降継続して実施していく予定 である。これに加え、国際法に関するアジア・ アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・ アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 54 に対して 人材面・財政面で協力している。

# (2) 海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題である。安倍総理大臣は、2014年5月の第13回アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)の基調演説で「海における法の支配の三原則」(①国家は法に基づいて主張をなすべきこと、②主張を通すために力や威圧を用いないこと及び③紛争解決には平和的な事態の収拾を徹底すべきこと)を提唱し、以降、日本は、これを一貫して主張してきた。例えば、2020年11月の第15回東アジア首脳会議(EAS)

で、菅総理大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋がインド太平洋地域の平和と繁栄の 礎であることを主張している。

海における法の支配の根幹となるのは、国連 海洋法条約 (UNCLOS)55である。同条約は、 日本を含む167か国(日本が国家承認していな い地域を含む。)及びEUが締結しており、公海 での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋に 関する諸原則や、海洋の資源開発やその規制な どに関する国際法上の権利義務関係を包括的に 規定している。領海や排他的経済水域を含む分 野に関する同条約の規定は、慣習国際法として 確立していると広く受け入れられており、また、 海洋における活動は同条約の規定に従って行わ れるべきとの認識が国際社会で広く共有されて いる。今後、一層複雑化し多岐にわたる海洋の 問題に対応していく上で、包括的な、かつ、普 遍的な法的枠組みである同条約に基づく海洋秩 序を維持・強化していくことが重要である。

UNCLOSの下では、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野での法秩序の維持と発展のため、1996年にドイツ・ハンブルクにITLOSが設置された。ITLOSは、特に近年、海洋境界画定を含む幅広い分野の事例を扱っており、その重要性は増している。日本はITLOSの役割を重視し、設立以来、日本人裁判官を2人続けて輩出している。

UNCLOSに基づき設立された大陸棚限界委員会 (CLCS) 56 も、大陸棚延長制度の運用において重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの設立以来、委員を輩出し続けているなど(現在の委員は山崎俊嗣東京大学教授)、CLCSに対する人材面・財政面での協力を継続している。また、同じくUNCLOSに基づき深海底の鉱物資源の管理を主な目的として設置された国際海底機構(ISA) 57 では、2020年2月に開催された理事会において、深海底の鉱物資源の開発に関する規則について審議が行われた

<sup>54</sup> AALCO: Asian-African Legal Consultative Organization

<sup>55</sup> UNCLOS: United Nations Convention on the Law of the Sea

<sup>56</sup> CLCS: Commission on the Limits of the Continental Shelf

<sup>57</sup> ISA: International Seabed Authority

ほか、関連の基準及びガイドラインの策定作業が行われた。日本は自国の立場が同規則などに反映されるよう交渉に積極的に参画しており、また、以前から、深海底技術に関する開発途上国の能力構築を支援し、深海底の秩序作りを主導してきている。

さらに、2017年12月には、国連総会決議72/249により、国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用に関し、UNCLOSの下にある新たな国際約束を作成するための政府間会議を開催することが決定され、2019年8月までに3回の会合が開催された。4回目の会合は2020年3月に予定されていたが、新型コロナの影響により延期となった。日本政府としては、BBNJの保全と持続可能な利用という二つの側面の間のバランスを重視するという日本の立場が新たな国際約束に反映されるよう、積極的に議論に参加している。

# (3) 政治・安全保障分野における取組

日本の外交活動の法的基盤を強化するため、 政治・安全保障分野における国際約束の締結に 積極的に取り組んでいる。安全保障分野では、 白衛隊と外国の軍隊との間の物品・役務の相互 提供に係る決済手続などについて定める物品役 務相互提供協定(ACSA)58、移転される防衛装 備品や技術の取扱いについて定める防衛装備品 及び技術移転協定、関係国との間の安全保障に 係る秘密情報の共有の基盤となる情報保護協定 などの更なる整備を進めた。インドとの間では 9月にACSAに署名し、ベトナムとの間では、 10月に防衛装備品及び技術移転協定について 実質合意に至った。また、重要課題である日露 間の平和条約の締結などに向けた交渉に引き続 き取り組んでいる。原子力分野においては、英 国による欧州原子力共同体脱退を踏まえ、12 月に英国との間の協定を改正する議定書に署名 した。

# (4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本 国民・企業の海外における活動の基盤整備など の観点から、諸外国との間で経済面での協力関 係を法的に規律する国際約束の締結・実施がま すます重要となっている。2020年には、各 国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保 障協定などの交渉及び署名・締結を行った。ま た、自由で公正な経済圏を広げ、幅広い経済関 係を強化するため、経済連携協定(EPA)など の交渉に積極的に取り組んだ。

2019年10月に署名された日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定は2020年1月に発効した。10月には日英包括的経済連携協定(日英EPA)が署名され、2021年1月に発効した。また、11月には地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が署名された。

さらに、日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争処理制度の活用を図るとともに、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、環境、漁業、 海事、航空、労働、社会保障などの社会分野で も、日本の立場が反映されるよう国際約束の交 渉に積極的に参画し、また、これを締結してい る。例えば、航空分野では、6月に日・EU航 空安全協定に署名し、また、海事分野では、7 月に燃料油汚染損害の民事責任条約(バンカー 条約)及び難破物除去ナイロビ条約(ナイロビ 条約)を締結した。

# (5) 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2020年現在、分担金全体の約15.7%を負担している。加えて、人材面においても、

# 第4章 国際社会で存在感を高める日本

ICC加盟以来継続して裁判官を輩出し、2018年3月からは9年間の任期で赤根前国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が裁判官を務めている。また、新検察官選出委員会において野口元郎元国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が独立専門家を、予算財務委員会において小嵜仁史氏が委員を務めるなど、ICCの活動に様々な面で協力している。ICCが国際刑事司法機関としての活動を本格化させていることに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確保が急務となっており、日本は、締約国会議の作業部会などの場を通じて、これらの課題に積極的に取り組んでいる。

さらに、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などを一層確実に行えるようにしている。具体的には、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備のため、刑事共助条約(協定)59、犯罪人引渡条約60及び受刑者移送条約61の締結を進めている。8月には、ベトナムとの間で受刑者移送条約が発効した。

# 7 人権

人権の保護・促進は国際社会の平和と安定の 礎である。日本としては、人権は、普遍的な価値であり、達成方法や文化に差異はあっても、 人権擁護は全ての国の基本的責務であると認識 しており、また、深刻な人権侵害に対しては しっかり声を上げる一方、「対話」と「協力」を基本とし、民主化、人権擁護に向けた努力を 行っている国との間では、二国間対話や協力を 積み重ねて自主的な取組を促すことが重要であると考えている。加えて、日本はこの分野において、アジアでの橋渡しや社会的弱者の保護といった視点を掲げつつ、二国間での対話や国連 など多数国間のフォーラムへの積極的な参加、 国連人権メカニズムとの建設的な対話も通じて、世界の人権状況の改善に向けて取り組んでいる。

# (1) 国連における取組

#### 国連人権理事会

国連人権理事会は、国連での人権の主流化の流れの中で、国連の人権問題への対処能力の強化を目的に、人権委員会を改組する形で2006年に設立された。1年を通じてジュネーブで会合が開催され(年3回の定期会合、合計約10週間)、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。日本は、これまで、2006年6月から2011年6月(1期目・2期目)まで、2013年1月から2015年12月(3期目)まで及び2017年1月から2019年12月(4期目)まで理事国を務めた。直近では、2019年10月の選挙で当選し、2020年1月から2022年12月まで理事国を務めている(5期目)。

2月及び3月に開催された第43会期のハイ レベル・セグメント(各国の主要な代表者によ る会合)では、尾身朝子外務大臣政務官がス ピーチを行った。その中で、尾身外務大臣政務 官は、新型コロナに関係して、東アジア系であ ることのみを理由とした施設の利用停止や心な い誹謗中傷などが起きないよう呼びかけを行っ た。また、日本として、引き続き、アジアの 国々を始めとする世界の人権保護・促進に貢献 していく決意を述べるとともに、拉致問題の早 期解決の重要性を訴えた。加えて、児童の権利 の保護・促進、ハンセン病差別撤廃に関する国 際的な議論の主導、先住民族であるアイヌの 人々の文化の復興・発展、第三国定住による難 民の受入れ拡大といった、国内外における社会 的弱者の権利の保護・促進に関する日本の直近 の取組を紹介した。同会期では、EUが提出し、 日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議 案が無投票で採択された (採択は13年連続)62。

<sup>59</sup> 刑事事件の捜査と手続の面で他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

<sup>60</sup> 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

<sup>61</sup> 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

<sup>62</sup> 同会期は、新型コロナの影響により、3月13日の会合を最後に中断していたが、6月15日に再開し、北朝鮮人権状況決議案は6月22日に 採択された。

同決議は、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、全ての日本人拉致被害者の即時帰国、さらには、被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確な情報の提供などに言及する内容となっている。

7月の第44会期では、日本はハンセン病差別撤廃決議案を主提案国として提出し、同決議案は、全会一致で採択された。同決議は、全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため、人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者の任期を3年間延長することを決定している。また、国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対してハンセン病差別に関する様々な関係者との協議の継続を促している。

# ✓ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会では、例年10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成に寄与している。

第75会期では、EUが提出し、日本が共同 提案国となった北朝鮮人権状況決議案が、11 月の第3委員会と12月の総会本会議において、 無投票で採択された。同決議は、拉致問題及び 全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要 性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続 けている多大な苦しみ、全ての日本人拉致被害 者の即時帰国、さらには、被害者の家族に対す る被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細 な情報の提供などに言及する内容となっている。

さらに日本は、シリア、イランなどの国別人 権状況や各種人権問題(社会開発、児童の権利 など)を含め、人権保護・促進に向けた国際社 会の議論に積極的に参加した。

# ウ 子どもに対する暴力撲滅

日本は、2018年以降、「子どもに対する暴力 撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC)」 に参加し、子どもに対する暴力の撲滅に向けて 取り組む「パスファインディング国」として、 GPeVACの活動に積極的に関与している。そ の一環として、市民社会や民間企業と協力しな がら、子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行 動計画の策定に取り組んでいる。7月には、 NPO法人チャイルド・ファンドと共に、新型コロナと子どもに対する暴力撲滅のテーマで国連 ハイレベル政治フォーラム (HLPF) サイドイベントを共催した。日本は、引き続き国際社会と 連携しつつ、国内外で子どもに対する暴力をな くすための取組を推進していく。

# □「ビジネスと人権」に関する行動計画

日本は、国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」の履行に向けて積極的に取り組んでいる。その取組の一つとして、企業活動における人権尊重の促進を図るため、10月、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定した。策定後には、ジュネーブで開催された国連ビジネスと人権フォーラムといった国際場裡や、経済団体やステークホルダー団体が開催した会合などにおいて、行動計画の周知を行ってきている。今後は、関係府省庁が連携し、行動計画の着実な実施に取り組んでいく(230ページ 特集参照)。

# (2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

# ア 国際人権法

11月、ニューヨークの国連本部で開催された 第18回児童の権利条約締約国会合において、 児童の権利委員会委員選挙が行われ、日本が候 補として擁立した大谷美紀子氏(弁護士)が再 選を果たした(231ページ コラム参照)。また、 日本は、日本が締結している人権諸条約につい て、各条約の規定に従い、国内における条約の 実施状況に関する定期的な政府報告審査に真摯 に対応してきている。3月には、自由権規約第7 回政府報告を自由権規約委員会に提出した。 特集

# 「誰一人取り残さない」企業を目指して ~「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定~

企業活動のグローバル化が進む中、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっています。国連では、2011年の第17回国連人権理事会で、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則:国連『保護、尊重及び救済』枠組みの実施」(以下、「指導原則」という。)が全会一致で支持されました。「指導原則」は、企業活動における人権尊重の指針として用いられています。

2012年からは、「指導原則」の普及などを目的として「国連ビジネスと人権フォーラム」が開催されるようにな



国連ビジネスと人権フォーラムの様子(スイス・ジュネーブ 写真提供: UN Secretariat of the Forum on Business and Human Rights.) (2020年はオンライン形式で開催)

りました。また、2015年には国連で、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す「持続可能な開発目標 (SDGs\*)」が定められた際にも、「指導原則」遵守の重要性が確認されており、投資家、市民社会、消費者からも企業に人権尊重を求める意識が高まってきています。

このように「ビジネスと人権」に対する国内外の関心が高まる中、2016年、日本政府は「指導原則」の着実な履行の一つとして、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定することを決定しました。本行動計画の策定は、SDGsの達成に向けた主要な取組の一つとしても位置付けられており、2019年12月に、総理大臣を本部長とするSDGs推進本部により決定された「SDGs実施指針改定版」に行動計画を策定していくことを明記しています。SDGsに取り組む上でも、企業は人権を尊重した行動をとることが求められています。

行動計画策定の第一段階として、2018年に、関係する全府省庁が参加する形で、企業活動に関連する日本の法制度や施策などの現状把握を行いました。その上で、企業活動における人権尊重の実態を把握するため、経済界、労働界、法曹界、市民社会などの代表的な組織の参加を得て、計10回の意見交換を実施し、その結果を報告書に取りまとめました。

2019年、行動計画の策定に向けて、関係府省庁間の調整を図る連絡会議を設置しました。また、幅広い意見を聴取することを目的として、諮問委員会及び作業部会を設置し、経済界、労働界、法曹界、学識経験者、市民社会、消費者団体などのほか、さらには海外の有識者との間での議論を通じ、2019年7月に行動計画に盛り込む優先分野を特定しました。2月には、行動計画の原案を作成し、

「ビジネスと人権」に関する行動計画 (2020-2025) の表紙

2月17日から1か月間、パブリック・コメントを募集しました。これら様々な意見も踏まえ、10月、関係府省庁連絡会議において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

行動計画では、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む各種施策が記載されているほか、人権デュー・ディリジェンス(企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと)導入促進に向けての企業に対する期待が表明されています。

行動計画の実施や周知を通じて、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業行動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の企業価値と国際競争力の向上、そしてSDGs達成への貢献を図っていきます。

**X SDGs**: Sustainable Development Goals

# コラム

# 子どもの権利委員会(児童の権利委員会)委員への再選

弁護士 大谷美紀子

11月、2期目を目指して立候補していた子どもの権利委員会(正式名称:児童の権利委員会)委員選挙がニューヨークで実施され、再選されました。今回の選挙は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の日程から約5か月遅れで行われました。

子どもの権利委員会は、18人の専門家で構成される人権条約機関\*で、その任務は、子どもの権利条約(正式名称:児童の権利に関する条約)の履行促進などです。同条約の締約国数は、国連加盟国よりも多い196か国と、国連の条約の中では最大になります。私は、2017年から日本人初の委員として務めていますが、それ以前から子どもの権利条約について学ぶとともに、各人権条約に設けられている人権条約機関によるモ



ニタリング制度に関心を持ち、20年以上NGOのメンバーとして人権条約機関による政府報告審査に関わってきました。そこで感じたのは、人権条約機関が締約国による条約の実施及び人権の実現を促すためには、各条約機関の作業方法が極めて重要な問題であるということです。こうした考えに基づき、1期目では、子どもの権利委員会の主要任務に加え、人権条約機関の改革に熱心に取り組んできました。

人権条約機関の改革は、2014年に採択された人権条約機関制度の効果的な機能の強化及び向上に関する国連総会決議に基づき行われているものですが、人権条約機関の作業方法に関する議論は、人権の実体的な問題に関するものではなく、地味でテクニカルなものであるため、関心を持つ委員は多くありません。この点、私は、上記のような考えから人権条約機関を改革するための作業に積極的に関わってきました。個人の専門家の集合体である人権条約機関において、人権の実体的な問題について議論を尽くし、意見をまとめ上げていくことは容易ではありませんが、作業方法の改革にはそれ以上の困難が伴います。その中で、異なる意見を調整し、問題を克服するための新たな発想や具体的な解決策を提案する際、私の弁護士としての実務感覚や、NGOの役員として団体の運営や予算・組織改革に関わった経験がいきていることを実感しています。加えて、国連人権高等弁務官事務所でのインターンの経験、民間女性の代表として国連総会第三委員会に日本政府代表団の一員として参加させていただいた経験を通して、国連の組織や予算、手続について常に関心を持ち勉強し続けてきたことが、人権条約機関の改革に関する議論において役に立っています。

各人権条約機関の委員は、自国政府の代表ではなく、独立・中立の専門家として活動します。その一方で、日本人の委員として、子どもの人権のために、また、人権条約機関の制度の改善のために、多くの人たちの記憶に残る良い仕事をして国連の人権活動に貢献することは、大きな意味で日本の国際社会における名誉に資する、私個人としての外交活動であると考えています。こうした意気込みと、貴重な機会を頂いたことへの感謝をもって、2期目の4年間、活動をしてまいります。

※国連で採択された主要人権条約(児童の権利条約、女子差別撤廃条約など)に基づいて設置される、締約国の人権条約の履行をモニタリングする委員会(条約体(treaty body)と呼称される)

# 1 国際人道法

日本は、国内における国際人道法の履行強化に向けて積極的に取り組んできた。2月には日本赤十字社と共同で国際人道法国内委員会を開催し、国際事実調査委員会(IHFFC)の活動や役割などについて議論した。10月にはアジア太平洋における各国の国際人道法国内委員会の地域会合に参加し、国際人道法の国内普及・履行に関する意見交換を行った。また、国際人道法の啓発の一環として、例年同様、赤十字国際委員会(ICRC)主催の国際人道法模擬裁判大会に、裁判官役として講師を派遣した。

# (3) 二国間の対話を通じた取組

国連など多国間の枠組みにおける取組に加え、日本は、人権の保護・促進のため二国間対話の実施を重視している。2月には第7回日・ミャンマー人権対話(ネーピードー)、5月には第24回日・EU人権対話(テレビ会議形式)を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。

# (4) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年度から2014年度まで第三国定住(難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること)により、タイに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れた。

2015年度以降は、マレーシアに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れるとともに、タイからは相互扶助を前提に既に来日した第三国定住難民の家族を呼び寄せることを可能とし、2010年度から2019年度までに合計50家族194人が来日した。

来日後は首都圏の自治体を中心に定住を実施してきたが、難民問題への全国的な理解を促進することなどの観点から、首都圏以外の自治体での定住を積極的に進めることとし、2018年以降、来日後6か月間の研修を終えた難民は国

内各地で定住を開始し、それぞれの定住先地域 で自立した生活を営んでいる。

難民を取り巻く国際情勢などは大きく変化しており、こうした国際社会の動向を踏まえ、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するとの観点から、日本は、2019年6月、新たな枠組みによる第三国定住による難民の受入拡大を決定した。具体的には2020年度から、難民の出身国・地域を限定することなくアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族を、年1から2回、60名の枠内で受け入れることとした。なお、国内外における新型コロナの感染状況を踏まえ、12月現在、適切な受入れ時期は検討中となっている。

第三国定住による難民受入れは欧米諸国が中 心となって取り組んできたが、アジアで開始し たのは日本が初めてである。

# 8 女性

「女性の力」は、国内外においていかしきれていない最大の潜在力といえる。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進によって、女性がもつ力を最大限発揮できるようにすることは、経済や社会全体に活力をもたらし、新型コロナ流行下からのより良い復興を実現していく上で不可欠である。また、紛争下での女性の脆弱な立場を踏まえ、紛争の武器としての性的暴力を防止し、女性の人権保護・救済促進に向けた国際的な取組に積極的に貢献することは日本にとっても重要である。日本は、今後も、女性に関する国際会議の開催や、各国や国際機関などとの連携を通じた開発途上国支援を強力に推進し、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進に貢献していく。

# (1) G20 リヤド・サミット

11月に開催されたG20リヤド・サミットでの、「包括的、持続可能で強靭な未来の構築」をテーマとするセッションにおいて、菅総理大臣は、日本議長下のG20大阪サミットで立ち

上げに合意した、指導的地位への女性の昇進のための民間部門の取組「EMPOWER(エンパワー)」の具体的取組の開始を歓迎すると発言した。

# (2) 国際協力における開発途上国の女性支援

安倍総理大臣は2016年5月に、開発協力大 綱に基づく新たな分野別開発政策の一つとして 「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表す るとともに、2016年から2018年までの3年 間で、約5,000人の女性行政官などの人材育 成と約5万人の女子の学習環境改善の実施を表 明し、日本はこれらを着実に実施した。また、 同2016年12月に開催された第3回WAW! で、安倍総理大臣は、開発途上国の女性たちの 活躍を推進するため、①女性の権利の尊重、② 能力発揮のための基盤の整備及び③政治、経 済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重 点分野として、2018年までに総額約30億米 ドル以上の支援を行うことを表明し、日本はこ れらを着実に実施した。2019年3月に開催さ れた第5回WAW!では、安倍総理大臣から、 開発途上国における女性の教育機会拡大のた め、2018年から2020年までの3年間で、少 なくとも400万人の女児・女性に質の高い教 育、人材育成の機会を提供するコミットメント を表明した。

# (3) 国連における取組

# ☑ 国連女性の地位委員会 (CSW)<sup>63</sup>

3月に開催された第64回国連女性の地位委員会(CSW64)は、新型コロナの感染拡大を受け、大幅な日程短縮及び規模を縮小しての開催となった。CSW64議長、国連女性機関(UN Women)事務局長などによるオープニングステートメントは実施され、政治宣言や各種決議及び第65回国連女性の地位委員会の議題などの採択は行われたものの、ステートメントを含め加盟国からの発言の機会は見送られた。

# ✓ 国連女性機関 (UN Women)

日本はUN Womenとの連携を強化してお り、2013年に約200万米ドルだった拠出金 は、2020年には約2.200万米ドルにまで増加 した。特に、中東・アフリカ地域においては、 内戦などによって難民や国内避難民となった女 性及び女児が経済的・社会的に脆弱な立場に置 かれていることから、エジプト、イラク、ヨル ダンなどの中東地域や、ナイジェリア、ニ ジェール、南スーダンなどのアフリカの紛争影 響国において、雇用創出・職業訓練を通じた女 性の経済的エンパワーメント支援、女性の権利 や女性に対する暴力撲滅に対する意識の向上、 心理社会的支援に取り組んでいる。また暴力的 過激主義を防ぐため、女性のエンパワーメント による強靱なコミュニティ作りや、レバノン、 スリランカでは幅広く平和構築、和平・和解プ ロセスへの女性の参画支援を実施している。1 月7日、尾身外務大臣政務官はニューヨークを 訪問し、ムランボ=ヌクカUN Women事務 局長と女性のエンパワーメントに向けた日本政 府とUN Womenとの協力について議論した。



ムランボ=ヌクカUN Women 事務局長と尾身外務大臣政務官との会談(1月7日、ニューヨーク)

#### ウ 性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題であり、加害者不処罰の終焉及び被害者の支援が重要である。21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野

に積極的に取り組んでおり、国連アクションや 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 64 事務所といった国際機関との連 携、国際的な議論の場への参加を重視している。

日本は、2020年、SRSG-SVC事務所に対し、 約109万米ドルの財政支援を行い、コンゴ民 主共和国、ソマリア、中央アフリカ、マリ、ナ イジェリア、南スーダンの警察・司法能力強化 や、紛争に関連する性的暴力の被害者に対する 支援制度の整備などに貢献している。また、 2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ム クウェゲ医師及びナディア・ムラド氏が中心と なって創設した紛争関連の性的暴力生存者のた めのグローバル基金 (GSF)<sup>65</sup>に対し、2020 年は200万ユーロ拠出し、日本は理事会メン バーとして同基金に積極的に参画している。さ らに、国際刑事裁判所(ICC)の被害者信託基 金にも引き続き拠出を行っており、累計約85 万ユーロの拠出中、約65万ユーロを紛争下に おける性的暴力対策にイヤーマーク(使途指 定)し、被害者保護対策にも取り組んでいる。

#### ■ 女性・平和・安全保障

(Women, Peace and Security: WPS)

日本は、女性・平和・安全保障に関する国連 安保理決議第1325号及びその関連決議の履行 に向けた「行動計画」を2015年に策定し、

2019年3月に第2版となる改訂版を策定した。 本行動計画に沿って、主にUN Women や SRSG-SVC事務所などの国際機関への拠出に より中東、アフリカ、アジア地域のWPS分野 へ貢献している。また、実施状況のモニタリン グ及び評価として報告書を策定しており、外務 省ホームページに公表している。2018年の G7トロント外相会合で決定したG7女性・平 和・安全保障パートナーシップ・イニシアティ ブにおいて、日本はスリランカをパートナー国 として、2019年から同国のWPS行動計画策 定支援や紛争寡婦を含めた女性世帯の経済エン パワーメントなど、WPS分野の実施を支援し ている。2020年12月には、行動計画の評価 委員会及び市民社会との対話が行われた。ま た、同月、ベトナムが主催したWPS国際会議 において、宇都外務副大臣がビデオメッセージ を発出し、WPS行動計画の実施のための国内 外における日本の取組を発信した。

#### **才** 女子差別撤廃委員会

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃 委員会 (23人で構成 (個人資格)) (CEDAW) 66 に委員を輩出している。現在は、2018年に行 われた同委員会委員選挙で当選した秋月弘子亜 細亜大学教授が委員を務めている。

<sup>64</sup> SRSG-SVC: Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict

<sup>65</sup> GSF: Global Survivors Fund

<sup>66</sup> CEDAW: Committee on the Elimination of Discrimination against Women